令和８年度
一　般　競　争　入　札　に　よ　る
県 有 地 の 売 払 い 応 募 要 領
（第２回　建物付土地）追加分

静岡県財務部財産管理課
〒420-8601
静岡市葵区追手町９番６号 県庁本館１階
ＴＥＬ　０５４－２２１－２１２３
ＦＡＸ　０５４－２２１－２８５４

入札による 売払い方法	事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(買受け予定者)として決定する方法です。 なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。

目　　次

（１）入札による県有地売払いの概要 …… Ｐ １～４

（２）入 札 参 加 心 得 書 …… Ｐ ５～10

（３）県有財産売買契約書（案） …… Ｐ 11～14

（４）承　　諾　　書 …… Ｐ 15

（５）入 札 参 加 関 係 書 類 …… Ｐ 17～33

（入札参加申込書､誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書､委任状）

（６）【入札書・委任状の記入例等】… Ｐ 35～40

（７）物　　件　　調　　書 …… Ｐ 41～65

与一右衛門新田職員公舎
静岡市葵区与一一丁目 335 番 97　　… 41～65

入札による県有地売払いの概要

１　入札により売払う県有地

入札により売払う県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札番号	入　札　対　象　財　産	地目等	土地:地積(㎡:実測) 主たる建物:延床面積(㎡)	予定価格 (最低売却価格) (円)
111	与一右衛門新田職員公舎 静岡市葵区与一一丁目335番97	宅地 建物	2,266.87 555.88	243,220,000

注）●建物付売却になります。

●入札番号111について

・入札書には、土地及び建物（消費税及び地方消費税の額を除く。）の総額を記載してください。

・予定価格（最低売却価格）未満での入札は無効とします。

・土地の契約額は、落札額に0.9320368を乗じて得た額（小数第１位を四捨五入して得た額）とします。

・建物の契約額は、落札額から土地の契約額を差し引いて得た額に、消費税及び地方消費税として同額に0.1を乗じて得た額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えて得た額とします。

２　入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第３(入札参加資格)を御覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

３　入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください(コピーも可)。

(1) 受付期間

令和８年11月20日（金）から令和８年12月16日（水）までの午前９時から午後５時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

静岡県財務部財産管理課（静岡県庁本館１階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号（TEL:054-221-2123）

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（電送及びファクシミリによる受付は行いません。）

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出してください。

4　現地説明会

入札対象物件の所在地で、令和８年11月30日（月）から令和８年12月11日（金）の間で、静岡県が指定する日時に現地説明会を開催しますので、応札希望の方はできる限り参加してください。

なお、建物内部の確認ができるのは現地説明会のみです。

（※）現地説明会に参加を希望する方は、次の受付先にて参加予約してください。

＜入札番号111＞

受付先：静岡県財務部財産管理課（電話番号：054－221－2123）

＜現地説明会予約受付期間＞

令和８年11月20日（金）から令和８年11月27日（金）までの午前９時から午後５時まで

5　入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。

なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
111	令和８年12月24日（木）午前11時00分	静岡市葵区追手町９番６号 静岡県庁　本館１階　財産台帳電算室

(注)郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

(2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）、次の提出先に令和８年12月23日（水）午後５時までに必着とします。

＜入札書等提出先＞
静岡県財務部財産管理課（静岡県庁本館１階）
〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第６(入札書及び入札方法)を参照してください。

(3) 入札保証金

３の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日（入札受付前）までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください（領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。）。

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額（円）
111	2,449,000

(4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第８（入札の無効）を御覧ください。

６　落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第８号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内に、県の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買契約書(案)及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として契約金額の10%以上の金額を納付していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内で県が指定する期日までに、売買代金を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、遅延利息の納付を条件に売買代金の納付を遅延することができます。遅延利息は、納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額となります。

７　所有権移転登記手続等

売買代金納付後、県が所有権移転登記手続を行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は落札者の負担となります。

８　用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、御注意ください。

10　その他の注意事項

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります(添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)。

(2)　物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめ御相談ください。

(3)　入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。

(4)　建物の建築図面等がある場合、以下の場所において閲覧できます。ただし図面がない場合や改築等により現況と図面が違っている場合がありますので、入札価格を検討する際には注意し、入札参加者の責任において入札書を作成してください。

＜入札番号111＞

静岡県財務部財産管理課

(5)　物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。

なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(6)　土地の形質変更や建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更や建物を解体撤去する場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。

(7)　現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。

(8)　物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。

(9)　埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

(10) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町の教育委員会にお問合わせください。)

(11) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(12) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(13) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

(14) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(16) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

(17) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(18) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(19) 建物内物品類は現状での引き渡しとなります。

入 札 参 加 心 得 書

（趣旨）

第１　この心得書には、一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

（入札参加者の責務）

第２　一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

（入札参加資格）

第３　次に掲げる者は入札に参加することができません。

（１）　公有財産に関する事務に従事する本県の職員

（２）　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（３）　次のアからエのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（４）　次のアからキのいずれかに該当する者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下イにおいて「法」という）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

（５）　買い受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

（６） 入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

（入札参加申込）

第４　入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県財務部財産管理課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

（１） 入札参加申込書

（２） 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）（発行から３ヶ月以内のもの）

（３） 誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）

（４） 印鑑証明書（発行から３ヶ月以内のもの）

（５） 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

２　郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県財務部財産管理課に到着するよう送付してください。

３　ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

（現地説明会）

第５　入札対象財産の内容を熟知してもらうため、県が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください（現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。）。

２　現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

３　現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めることがあります。

（入札書及び入札方法）

第６　入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記１に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記１記載の場所に必着しなければなりません。

（１） 入札金額

（２） 入札年月日（入札書記入日）

（３） 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。

（４） 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

２　記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

３　金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「￥」の文字を記入してください。

４　入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、**裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してください。** 別添「[参考]入札書封緘方法(例)」参照

5　入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください（郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。）。

6　入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封してください。　別添「[参考]郵送用封筒のイメージ」参照

（1）　入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本（金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。）（なお、Pay-easy（ペイジー）又は地方税統一QRコード（eL-QR）を利用して納付した場合は、支払い済みであることを確認できるもの（当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等）を郵送してください。）

（2）　委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

7　入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

8　金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

（入札保証金）

第７　入札参加者は、入札保証金として、入札する対象財産１件につき別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。

2　入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札の無効）

第８　次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

（1）　入札参加資格のない者

（2）　入札保証金が所定の額に満たない者

（3）　金額その他の事項につき確認できない記載をした者（修正液及び修正テープを使用した場合を含む）

（4）　談合その他不正行為を行ったと認められる者

（5）　入札対象財産１件につき２以上の入札をした者

（6）　自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

（7）　入札対象財産１件につき２人以上の代理人となって入札をした者

（8）　入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

（9）　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者

(10)　予定価格（最低売却価格）未満の入札をした者

(11)　金額を訂正した入札をした者

(12)　指定した日時、場所に入札をしなかった者

(13)　持参、電送又はファクシミリによる入札をした者

(14)　担当職員の指示に従わず入札をした者

(15)　委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(16)　必要添付書類を入札書に添付しなかった者

(17)　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

（開札）

第９　開札は、別記２入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるもの

であるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせるものとします。

（落札者の決定）

第10　落札者は、県の予定価格（最低売却価格）以上、かつ、最高金額の入札を行った者とします。

２　県の予定価格（最低売却価格）以上、かつ、最高金額の入札を行った者が２人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

３　落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

（入札執行の延期）

第11　開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

（入札保証金の返還）

第12　入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第４(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

２　落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第14に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（契約の締結）

第13　落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。

２　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第８号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に契約を締結しなければなりません。

３　前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

４　前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

５　落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

（契約保証金）

第14　落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の１００分の10以上に相当する金額（円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。）を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

２　契約保証金は、売買代金完納後30日以内に第４(5)により申出された口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（売買代金の支払い）

第15　落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で県が指定する期日までに、売買代金を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし､落札者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

２　遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

（契約の解除）

第16　落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

（１）　落札者が第15第１項の金額を納付しない場合

（２）　契約後、契約について不正の事実が発見された場合

（３）　前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

２　前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

（所有権移転登記と公租公課）

第17　落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金（第15第１項ただし書きの遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。）の納付を確認した後、買受人の請求により、県が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に県が所有権移転登記手続を行います。

２　所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

３　落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

（契約不適合責任）

第18　買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から２年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

（入札結果の公表について）

第19　入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

２　静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

１　入札書提出期限及び提出先

（１）入札書提出期限

令和８年12月23日（水）午後５時

（２）入札書提出先

郵送による提出に限る。（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県財務部財産管理課（静岡県庁本館１階）

２　入札執行の日時及び場所

（１）入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
111	令和８年12月24日（木）午前11時00分	静岡市葵区追手町９番６号 静岡県庁　本館１階　財産台帳電算室

収入
印紙

県 有 財 産 売 買 契 約 書（案）

売払人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人［＊落 札 者］（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地及び建物に付随し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

土地の所在地	区　分	面　積（㎡）	摘　要
	土　地		実測面積
			公簿面積

建物の所在地	構　造	延床面積(㎡)	種　類

（売買代金の額）

第３条　当該物件の売買代金は、金　［＊契約金額］　円（内消費税相当額及び地方消費税相当額　　円を含む。）とする。

２　前項の売買代金の内訳は、次のとおりとする。

土地価格　金　　円

建物価格　金　　円（内消費税相当額及び地方消費税相当額　　円を含む。）

（契約保証金）

第４条　乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金［＊契約金額の１割以上の額］円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

２　契約保証金には、利子を付さない。

３　乙が第５条第１項に規定する義務を履行しないため、第13条第１項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第５条　乙は、売買代金（前条第１項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和　　年　　月　　日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

２　前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第６条　当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

２　所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（当該物件の引渡し）

第７条　甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（特則）

第８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

二　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

三　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

四　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

五　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

六　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

七　当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

八　当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺

人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

２　甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第９条　前条第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の３割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（公租公課の負担責任）

第10条　所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担）

第11条　当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

２　当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡しが第７条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第５条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

３　甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

４　第１項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

（契約不適合責任）

第12条　乙は、本契約を締結した後において、当該物件に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から２年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

（契約の解除等）

第13条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

２　前項又は第８条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

３　第１項又は第８条第１項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

４　第４条に規定する契約保証金及び第９条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（合意管轄）

第14条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第15条　この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第２条第２項第１号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　静岡市葵区追手町９番６号

静岡県知事　鈴木　康友

（乙）　＊落札者の住所・氏名

承　諾　書

私は、下記県有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現況により買受けることを承諾します。

記

土地の所在地	地　目	面　積（㎡）	摘　要
			実測面積
			公簿面積

建物の所在地	家屋番号	種類	構　造	建築年月日	床面積（㎡）		
					合計	各階	

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所

氏　　名

（名称・代表者名）　　印

白紙

一般競争入札（県有地売払い）参加申込書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

申込人　住　　所
氏　　名　　印
（名称・代表者名）
電 話 番 号

【共有名義の場合】　共有者の氏名
（名称・代表者名）　　印

一般競争入札(県有地売払い)に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札番号	入 札 対 象 財 産	土地:地積 (㎡:実測)

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）（発行から３ヶ月以内のもの）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」（発行から３ヶ月以内のもの）及び「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。

白紙

誓　　約　　書

□　私
□　当社又は当団体
は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)　暴力団員等（暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）
(3)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
(6)　売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
２　契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
(1)　暴力的な要求行為を行うもの
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
(5)　その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事　鈴木　康友　　様

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
氏名（代表者）　　㊞

【共有名義の場合】　　共有者の氏名
（名称・代表者名）　　㊞

※　添付書類：役員等名簿

別添　「役員等名簿」（※誓約書添付資料）

役　員　等　名　簿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
会　社　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
作成担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　絡　先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No	役　職	氏名 カナ	氏名　漢字	生年月日(大正T､昭和S､平成H)	性別（男女）
例	（記入例） 代表取締役	ｼｽﾞｵｶ ｲﾁﾛｳ	静岡　一郎	S35.8.16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

1　本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
2　虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
氏名（代表者）　　㊞

【共有名義の場合】　　共有者の氏名
（名称・代表者名）　　㊞

記　入　要　領

１　記入例の下に、役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(ｶﾀｶﾅ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。

２　提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が３の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。

３　役員等名簿は、役員等が誓約書中の１及び２に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。

４　役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。

５　役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

白紙

（様式２）

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年　　月　　日

様

住所（所在地）

次のとおり登録してください。

氏名（名　称）

代　表　者

（電話番号　　－　　－　　）

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

（　色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

所　属	区分	①入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

13　　12

④ 氏名・名称（カナ）

10　　20　　30　　40

⑤ 氏名・名称（漢字）上段

5　　10　　15　　20　　25

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県ｺｰﾄﾞ	市町村ｺｰﾄﾞ	字ｺｰﾄﾞ
		―			

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）

5　　10　　15　　20　　25

⑫ 地番等（漢字）

5　　10　　15　　20　　25

⑬ 方書等（漢字）　（「△△ビル３Ｆ」、「□□様方」などを記入する。）

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名			
銀行・信金・農協 労金・信組　　店	金融機関ｺｰﾄﾞ	1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）		預金種別	口座番号

10　　20　　30

⑮ 前払金用口座振替先
（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名			
銀行・信金・農協 労金・信組　　店	金融機関ｺｰﾄﾞ	1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）		預金種別	口座番号

10　　20　　30

※　記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※　この用紙のみを切りはなして返送してください。
※　個人情報の保護について
　この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
　なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《　記入例　》　　（個人の場合）

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和　　２年　１０月　　１日

静岡県知事　　**様**

住所（所在地）静岡市葵区追手町９番18号　静岡中央ビル８F

次のとおり登録してください。

氏名（名　称）　静岡　太郎

代　表　者

（電話番号　０５４　－２２２　－３３３３　　）

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

（　色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

所　属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		054－222－3323	054－225－5555

④ 氏名・名称（カナ）
シズオカタロウ

⑤ 氏名・名称（漢字）上段
静岡　太郎

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県ｺｰﾄﾞ	市町村ｺｰﾄﾞ	字ｺｰﾄﾞ
	23	420－0853	22		

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）
静岡市葵区追手町

⑫ 地番等（漢字）
9番1　8号

⑬ 方書等（漢字）　（「△△ビル３F」、「□□様方」などを記入する。）
静岡中央ビル　8F

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関ｺｰﾄﾞ	預金種別	口座番号
(銀行)・信金・農協　静岡　労金・信組　呉服町支 店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）		1	1234567
シズオカ　タロウ			

⑮ 前払金用口座振替先
（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名	金融機関ｺｰﾄﾞ	預金種別	口座番号
銀行・信金・農協　労金・信組　店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）			

※　記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※　この用紙のみを切りはなして返送してください。
※　個人情報の保護について
　この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
　なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《　記入例　》　　（法人の場合）

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和　2年　4月　1日

静岡県知事　　様

住所（所在地）静岡市葵区追手町９番18号　静岡中央ビル８F

次のとおり登録してください。

氏名（名　称）　浜松産業株式会社　静岡支店

代　表　者　　支店長　甲野　乙太郎

（電話番号　０５４　－２２２　－３３３３　）

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

（　色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

所属	区分	①入札参加資格	債権者番号	②電話番号	③ファクス用電話番号
		1		054－222－3323	054－225－5555

④ 氏名・名称（カナ）
ハママツサンキ゛ョウ　カフ゛シキカ゛イシヤ　シス゛オカシテン

⑤ 氏名・名称（漢字）上段
浜松産業株式会社　静岡支店

⑥ 氏名・名称（漢字）下段
支店長　甲野　乙太郎

⑦組織区分	⑧業種	⑨郵便番号	⑩県ｺｰﾄﾞ	市町村ｺｰﾄﾞ	字ｺｰﾄﾞ
01	23	420－0853	22		

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）
静岡市葵区追手町

⑫ 地番等（漢字）
9番18号

⑬ 方書等（漢字）　（「△△ビル３F」、「□□様方」などを記入する。）
静岡中央ビル　8F

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関ｺｰﾄﾞ	預金種別	口座番号
(銀行)・信金・農協　静岡　労金・信組　呉服町支店		1	1234567

1　普通（預金）
2　当座（預金）
7　別段（預金）

口座名義人（カナ）：ハママツサンキ゛ョウ（カ）シス゛オカシテン

⑮ 前払金用口座振替先
（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名	金融機関ｺｰﾄﾞ	預金種別	口座番号
銀行・信金・農協　労金・信組　店			

1　普通（預金）
2　当座（預金）
7　別段（預金）

口座名義人（カナ）：

※　記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※　この用紙のみを切りはなして返送してください。
※　個人情報の保護について
　この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
　なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

記　載　要　領

項目①　入札参加資格

・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。

区分　　1　入札参加資格を有しない
　　2　物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
　　3　建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
　　4　庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）

・　複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

・　記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）　の範囲です。
（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③　電話番号(13 桁)、ファクス用電話番号(12 桁)

・市外局番、市内局番、番号の間を“－”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④　氏名・名称（カナ）半角４８文字以内

・濁点、半濁点等も１マス使用する。
・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
・個人の場合、事業主の氏名のみではなく､屋号も含めて記入する。
（例）　静岡文具店　静岡太郎　→　シズオカﾌﾞﾝｸﾞﾃﾝ▲シｽﾞオカタロウ　（屋号や氏名を空白で区切り記入）
・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
（例）　浜松産業株式会社沼津支店　代表取締役　浜松次郎　→　ハママツサンギ゛ョウカブ゛シキガ゛イシャヌマヅ゛シテン
▲ダ゛イヒョウトリシマリヤク▲ハママツジ゛ロウ

項目⑤⑥　氏名・名称（漢字）全角２５文字×２行＝５０文字以内

・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは１マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は１マス空白（説明上▲表示）とする。
（例）　静岡文具店　静岡太郎　→　静岡文具店▲静岡▲太郎　又、　静岡▲太郎
・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白（説明上▲表示）で区切る。
（例）　株式会社浜松産業　又は、浜松産業株式会社　→　株式会社▲浜松産業　又は、浜松産業▲株式会社
株式会社浜松産業沼津支店　→　株式会社浜松産業▲沼津支店　又は、　株式会社▲浜松産業▲沼津支店
或いは　株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店
浜松産業株式会社沼津支店　→　浜松産業株式会社▲沼津支店　又は、　浜松産業▲株式会社▲沼津支店
或いは　浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦　組織区分コード２桁

・別紙「組織コード一覧表」中のコード２桁を記入する。
・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧　業種コード２桁

・別紙「業種コード一覧表」中のコード２桁を記入する。
・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、２の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
・庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、３の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべての中から自由に選択する。

項目⑨　郵便番号７桁

・７桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩県コードコード２桁

・県内に所在する方（業者）の場合
県コード欄に「２２」（静岡県のコード）を記入する。
・県外に所在する方（業者）の場合
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（２桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬　県市区郡町村丁目等（漢字）、地番等（漢字）、方書等（漢字）全角２６文字×３行＝７８文字以内

・濁点、半濁点を伴うひらがな、カタカナは１マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
・県内に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び町丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。
・県外に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町村名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。

項目⑭　通常口座振替先

・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所に○）、口座名義人（カナ３０桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（７桁に満たない場合には、左側を０埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）」

項目⑮　前金払用口座振替先

・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。
（金融機関コードは記入しない。）

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：０１２３４５６７８９
ｶﾀｶﾅ：ｱ ｲ ｳ ｴ ｵ ｶ ｷ ｸ ｹ ｺ ｻ ｼ ｽ ｾ ｿ ﾀ ﾁ ﾂ ﾃ ﾄ ﾅ ﾆ ﾇ ﾈ ﾉ ﾊ ﾋ ﾌ ﾍ ﾎ ﾏ ﾐ ﾑ ﾒ ﾓ ﾔ ﾕ ﾖ ﾗ ﾘ ﾙ ﾚ ﾛ ﾜ ﾝ ﾇ
記号：¥「 」（ ）／－，．゛゜
英字：Ａ Ｂ Ｃ Ｄ Ｅ Ｆ Ｇ Ｈ Ｉ Ｊ Ｋ Ｌ Ｍ Ｎ Ｏ Ｐ Ｑ Ｒ Ｓ Ｔ Ｕ Ｖ Ｗ Ｘ Ｙ Ｚ
及び、半角ｽﾍﾟｰｽ

以下の場合は注意してください。
半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“＿”はハイフン“-”を使用します。
《略語》
「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用する事ができます。
下表を参考に正しい法人格を入力してください。
１ 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）
(1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。　株式会社　浜松産業　→　ｶ）ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞﾖｳ
(2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。　浜松産業　株式会社　→　ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞﾖｳ(ｶ
(3) 名称の途中に使うとき、「()」で囲む。　浜松産業　株式会社　沼津営業所　→　ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞﾖｳ(ｶ)ﾇﾏｽﾞ(ｴｲ
２ 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください）　静岡県協同組合　ｼｽﾞｵｶｹﾝｷﾖｳｸﾐ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆

１．法人略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ）	（カ）	（カ
有限会社	ユ）	（ユ）	（ユ
合名会社	メ）	（メ）	（メ
合資会社	シ）	（シ）	（シ
合同会社	ド）	（ド）	（ド
医療法人	イ）	（イ）	（イ
（一般、公益）財団法人	ザイ）	（ザイ）	（ザイ
（一般、公益）社団法人	シヤ）	（シヤ）	（シヤ
宗教法人	シユウ）	（シユウ）	（シユウ
学校法人	ガク）	（ガク）	（ガク
社会福祉法人	フク）	（フク）	（フク
更生保護法人	ホゴ）	（ホゴ）	（ホゴ
相互会社	ソ）	（ソ）	（ソ
特定非営利活動法人	トクヒ）	（トクヒ）	（トクヒ
独立行政法人	ドク）	（ドク）	（ドク
弁護士法人	ベン）	（ベン）	（ベン
有限責任中間法人	チユウ）	（チユウ）	（チユウ
無限責任中間法人	チユウ）	（チユウ）	（チユウ
行政書士法人	ギヨ）	（ギヨ）	（ギヨ
司法書士法人	シホウ）	（シホウ）	（シホウ
税理士法人	ゼイ）	（ゼイ）	（ゼイ
国立大学法人	ダイ）	（ダイ）	（ダイ
農事組合法人	ノウ）	（ノウ）	（ノウ

２．営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ）	（エイ）	（エイ
出張所	シユツ）	（シユツ）	（シユツ

３．事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キヨウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンポ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキヨウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキヨウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキヨウレン
農業協同組合連合会	ノウキヨウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
漁業協同組合	ギヨキヨウ
漁業協同組合連合会	ギヨレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキヨウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組織コード一覧表

組織コード	名　称
00	なし
01	株式会社
02	合資会社
03	合名会社
04	有限会社
05	企業組合
06	相互会社
07	合同会社
08	特定目的会社
11	医療法人
12	信用金庫
13	森林組合
14	農業協同組合
15	漁業協同組合
16	協同組合
17	有限責任事業組合
18	農事組合法人
21	財団法人
22	社団法人
23	宗教法人
24	社会福祉法人

組織コード	名　称
25	学校法人
26	特定非営利活動法人
27	無限責任中間法人
28	有限責任中間法人
29	独立行政法人
31	監査法人
32	行政書士法人
33	司法書士法人
34	社会保険労務士法人
35	税理士法人
36	土地家屋調査士法人
37	弁護士法人
41	一般財団法人
42	一般社団法人
43	公益財団法人
44	公益社団法人
51	健康保険組合
52	共済組合
54	国立大学法人
71	職業訓練法人

業種コード一覧表

① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。

② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1　一般」、「3　建設業者等」及び「4　庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。

③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3　建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。

④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4　庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。

⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1　一般

ｺｰﾄﾞ	業種区分	例示	ｺｰﾄﾞ	業種区分	例示
1	国等		20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材
2	市町村		21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品
3	資金前渡者		22	運動・娯楽・芸能芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ホビー、 音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術
4	代理受領者				
5	金融機関		23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生	24	リースレンタル・代行	リース・レンタル、代行
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾	25	金融・不動産・法務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・コンサルタント
12	文化・福祉施設・葬祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教	26	運送・自動車・貿易	運送サービス、自動車・自転車、貿易
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞄・皮革、 めがね・時計・貴金属	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業
			28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維	29	デザイン・設計・塗装	デザイン、設計、塗装
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・海産物、 菓子・パン	30	農林・園芸・水畜産	農林・園芸・水産・畜産
			31	化学工業・ゴム・紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、紙工業・紙製品
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店	32	機械工業・機械器具	
17	理美容・クリーニング	理容・美容・浴場、クリーニング	33	金属工業／製品・鉱業	
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道	34	組合・団体	
19	電化製品	電化製品	99	その他	

3　建設業者等

ｺｰﾄﾞ	業種区分	ｺｰﾄﾞ	業種区分	ｺｰﾄﾞ	業種区分	ｺｰﾄﾞ	業種区分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持（清掃）
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業（総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物及び建築物を建設する工事を行うもの）	75	土木施設維持（除草）
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持（せんてい）
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4　庁舎管理

ｺｰﾄﾞ	業種区分	備考（庁舎管理入札参加資格業種）	ｺｰﾄﾞ	業種区分	備考（庁舎管理入札参加資格業種）
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	（ガス漏れ設備を含む）
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空気調和測定装置清掃、空気調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風気保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、（水処理施設を含む）	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理（自動ドアを含む）			

県コード一覧表

①　申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。

②　静岡県内の場合は、申出書の「県コード」欄に“２２”（静岡県のコード）を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード（３桁）を記入してください。

③　静岡県外の場合は、申出書の「県コード」欄に該当する県コード（２桁）を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区分	コード	区分	コード	区分	コード	区分	コード
北海道	０１	東京都	１３	滋賀県	２５	香川県	３７
青森県	０２	神奈川県	１４	京都府	２６	愛媛県	３８
岩手県	０３	新潟県	１５	大阪府	２７	高知県	３９
宮城県	０４	富山県	１６	兵庫県	２８	福岡県	４０
秋田県	０５	石川県	１７	奈良県	２９	佐賀県	４１
山形県	０６	福井県	１８	和歌山県	３０	長崎県	４２
福島県	０７	山梨県	１９	鳥取県	３１	熊本県	４３
茨城県	０８	長野県	２０	島根県	３２	大分県	４４
栃木県	０９	岐阜県	２１	岡山県	３３	宮崎県	４５
群馬県	１０	**静岡県**	**２２**	広島県	３４	鹿児島県	４６
埼玉県	１１	愛知県	２３	山口県	３５	沖縄県	４７
千葉県	１２	三重県	２４	徳島県	３６		

入　札　書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

入札者　住　　所
氏　　名　　印
（名称・代表者名）
共有者　氏　　名　　印
（名称・代表者名）

代理人氏名　　印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

入札番号

（注）１　金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「￥」を記入すること。
２　入札金額の訂正は行わないこと。
３　代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
４　日付は、**申込日以降で記入日を記入**すること。
５　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

白紙

委　　任　　状

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、　　印
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所

氏　　名　　印
（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　　印
（名称・代表者名）

白紙

＜本人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で記入日を記入

入　札　書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住所・氏名　実印

入札者　住　　所　**静岡市葵区追手町９番６号**

氏　　名　**静岡　太郎**　**印**　印

（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　印

（名称・代表者名）

代理人氏名　印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札金額記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		￥	２	０	０	０	０	０	０	０

入札番号
１００

１ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

（注）１　金額は算用数字で記入し、**最初の数字の前に「金」又は「￥」を記入**すること。

２　**入札金額の訂正は行わない**こと。

３　代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。

４　日付は、申込日以降で**記入日を記入**すること。

５　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で記入日を記入

入　札　書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住所・氏名

入札者の押印不要

入札者　住　　所　**静岡市葵区追手町９番６号**

氏　　名　**静岡　太郎**　印

（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　　印

（名称・代表者名）

委任状と同じ印（認印可）

代理人の氏名・押印

代理人氏名　**管財　次郎**　印　　印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札金額記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		￥	２	０	０	０	０	０	０	０

入札番号
１００

１ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

（注）１　金額は算用数字で記入し、**最初の数字の前に「金」又は「￥」を記入**すること。

２　**入札金額の訂正は行わない**こと。

３　代理人による入札の場合は、**代理人の記名押印**をすること。

４　日付は、申込日以降で**記入日を記入**すること。

５　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

代理人の印：
入札書と同じ印
（認印可）

委　　任　　状

代理人の氏名・押印

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、 **管財　次郎** **印** 印
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号
１００

１ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

委任日を記入

令和〇年〇月〇日

静岡県知事　鈴木　康友　様

購入希望者の住所・氏名

住　　所　**静岡市葵区追手町９番６号**

氏　　名　**静岡　太郎**　**印**　印
（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　印
（名称・代表者名）

購入希望者の実印

白紙

【参考】入札書封緘方法(例)

以下の方法により、入札書を封緘してください。
なお、封緘に使用する封筒は、市販のものを使用して頂いて結構です。
※縦書き、横書きは問いません。

封筒表面

・「入札番号　○○」
・「氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)」
※代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記

表面



封筒裏面

裏面

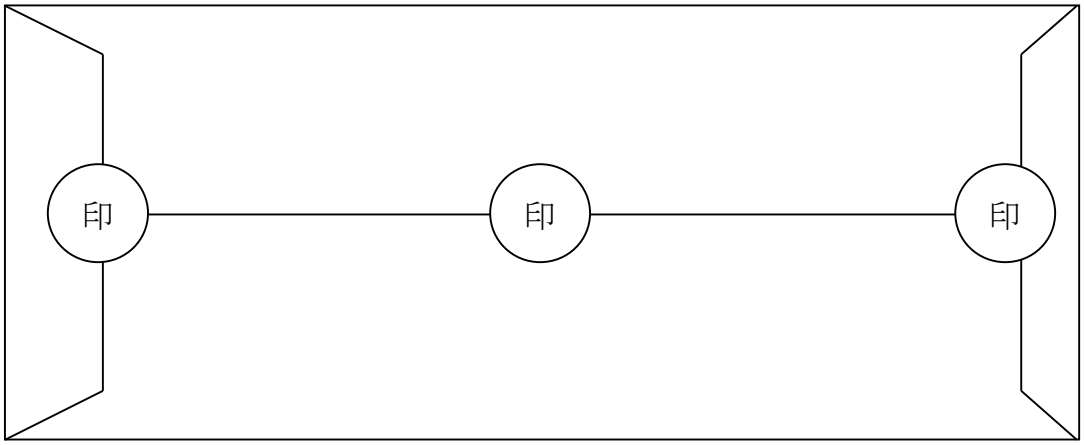

※開札前に入札保証金の納入及び代理人への委任有無を確認するため、納入通知書兼領収書の原本や委任状は封入せず、

入札書を入れる封筒には、入札書のみ入れてください。

【参考】郵送用封筒のイメージ　入札心得書第６　４項～６項関係

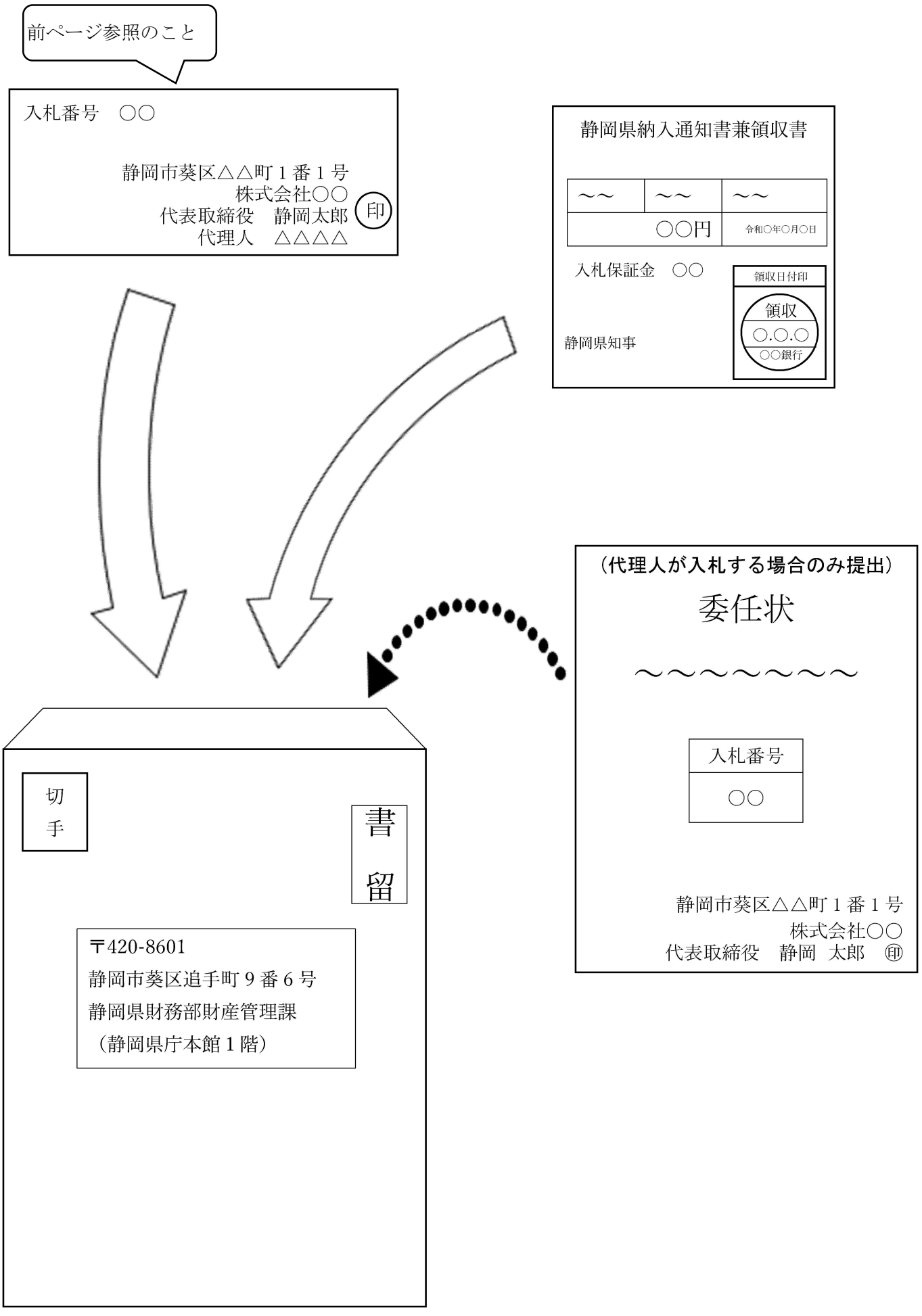

物　件　調　書

【　土　　地　】						
所在及び地番	静岡市葵区与一一丁目335番97					
住居表示	静岡市葵区与一１丁目12－12					
面積	2,266.87㎡(実測面積) 2,266.87㎡(公簿面積)	地目	宅　地(現況) 宅　地(公簿)	土地の形状	長方形地	
接面道路の幅員、種別、状況等	東側約32.5ｍが幅員約5.7ｍの舗装市道（市道与一右衛門新田静岡用水路添線）に、西側約32.0ｍが幅員約7.3ｍの市道（市道秋山町与一右衛門新田１号線）に等高に接面。					
私道の負担等に関する事項	－					

法令に基づく制限の概要					
都市計画区域	市街化区域	用途地域	準工業地域		
建ぺい率	指定建蔽率　60 ％		基準建蔽率　70 ％		
容積率	指定容積率　200 ％		基準容積率　200 ％		
高さの制限	道路斜線制限	無・[有]	隣地斜線制限	無・[有]	
	北側斜線制限	[無]・有	絶対高さ制限	[無]・有	
	日影による中高層の建築物の制限		無・[有]　二種　５ｈ－３ｈ　測定高４ｍ		
外壁後退	[無]・有		壁面線の制限	[無]・有	
準防火地域	[無]・有		防火地域	[無]・有	
その他	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）、建築基準法第22条区域、第３種高度地区（高さ制限19ｍ）、静岡市屋外広告物条例（第１種普通規制地域）、景観法、都市再生特別措置法（利便性の高い市街地形成区域）				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					

供給処理施設の状況			事業所名	電話番号
	電　気	引込不可・[引込可]	中部電力パワーグリッド（株）静岡支社	0120-977-106
	上水道	引込不可・[引込可]	静岡市上下水道お客様センター	054-251-1132
	下水道	引込不可・[引込可]	静岡市上下水道お客様センター	054-251-1132
	都市ガス	引込不可・[引込可]	静岡ガス(株)　静岡支社	054-285-2111
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。			

交通機関（直線距離）		
	バス	静鉄ジャストライン「秋山町」停留所：物件の南西方約90ｍ
	鉄道	JR東海道本線「静岡」駅：物件の南東方約4.2㎞

公共施設（直線距離）		
	役所	静岡市役所：物件の南東方約3.6㎞
	小学校	静岡市立井宮北小学校：物件の東方約420ｍ
	中学校	静岡市立籠上中学校：物件の南方約1.3㎞

【　建　　物　】		
所在	静岡市葵区与一一丁目335番地97	
建物の状況（主である建物）	家屋番号	335番97
	構造・用途	鉄筋コンクリート造瓦葺４階建
	延床面積	545.32㎡
	建築時期	昭和62年５月７日建築
	設計等	共同住宅として設計
建物の状況（付属建物）	家屋番号	符号１
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	延床面積	5.31㎡
	建築時期	昭和62年５月７日建築

	設計等	物置として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号２
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	延床面積	18.61 ㎡
	建築時期	昭和 62 年５月７日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号３
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	延床面積	7.50 ㎡
	建築時期	昭和 62 年５月７日建築
	設計等	機械室として設計
外構工事等	自転車置場、受水槽、フェンス、門	

◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）

－建物について－

・本件建物は外壁、内壁の塗装材についてのアスベスト調査を令和７年度に実施しており、アスベストは検出されませんでした。塗装以外の部分についてはアスベスト調査未実施です。

・総務部職員厚生課備付けの建築当時の建物図面では、住宅の建築面積は 148.61 ㎡、延床面積は 555.89 ㎡と記載がありますが、承諾書及び本物件調書では、建物登記上の床面積に統一して記載しています。

－土地について－

・本物件は角地等の建ぺい率緩和規定が適用された場合は建ぺい率が 70％となります。詳細は静岡市に御確認ください。

・本物件の実測面積は、敷地東側の道路用地取得のため静岡市が平成 29 年度に実施した測量によるもので、静岡県は測量を実施しておりません。

・敷地内の工作物は現況のまま引き渡します。

・敷地内の埋設物調査は実施しておりません。公舎建設後に公共下水へ接続されているため、浄化槽が埋設されている可能性がありますが、現況のまま引き渡します。

・敷地内に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱及び支線、西日本電信電話株式会社所有の電柱、静岡市所有の街路灯が設置されていますが、現況のまま引き渡します。

・土壌汚染調査は未実施です。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者において、現地及び諸規制等について確認を行ってください。

品質に係る注意事項

(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。

(2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。

(3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。

(4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。

(5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。

(6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

(1) 建物の建築図面等がある場合は静岡県財産管理課において閲覧できます。

(2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。

(4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。

(5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。

(6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。

(8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

(9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。)

(10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

(13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14)現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15)建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案　　内　　図


N
205
205
205
205
秋山町
秋山町
対象不動産
静岡中央警察署
秋山町駐在所
しずてつストア
伊呂波町
伊呂波町
75m
1:1,600
凡 例
売払い物件
※およその位置を示す案内図になります。
土地の正確な形状を表すものではありません。
出典：静岡県地理情報システム／Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

公用 静岡県静岡市葵区与一１丁目３３５－９７　　全部事項証明書　　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	平成１１年１月２０日	不動産番号	０８００００７３９７４５
地図番号	Ｅ３　５５－２　５５－４	筆界特定	余白	

所在		
	静岡市与一一丁目	余白
	静岡市葵区与一一丁目	平成１７年４月１日変更 平成１７年１０月１７日登記

①地番	②地目	③地積	原因及びその日付〔登記の日付〕
３３５番９７	宅地	㊒ ２４６㎡００	余白
余白	余白	㊒ ６９６㎡７７	③本番９８、９９、４７０を合筆 〔昭和３５年８月１０日〕
余白	職員公舎敷地	２３０３㎡３７	②昭和３５年８月１０日変更 〔昭和３５年８月１０日〕
余白	宅地	２２９７㎡９１	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和５１年１０月５日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年１月２０日
余白	余白	２２６６㎡８７	③錯誤 ③３３５番９７、３３５番１１０５に分筆 〔令和２年２月６日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権登記	余白	所有者　静岡県 昭和３９年法律第１８号附則第４項により 平成１０年７月１３日登記 順位１１番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年１月２０日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和８年６月１０日
静岡地方法務局　　登記官　　高木大輔

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２４１４７　（１／１０）　１／１

公用 静岡県静岡市葵区与一１丁目３３５－９７　　全部事項証明書　　（建物）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	平成１１年1月２０日	不動産番号	０８００００７４３７５６
所在図番号	余　白			
所　在	静岡市与一一丁目　３３５番地９７		余　白	
	静岡市葵区与一一丁目　３３５番地９７		平成１７年４月１日変更 平成１７年１０月１７日登記	
家屋番号	３３５番９７		余　白	

①　種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造瓦葺４階建	1階　１３６　３３ 2階　１３６　３３ 3階　１３６　３３ 4階　１３６　３３	昭和６２年５月７日新築
余　白	余　白	余　白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年１月２０日

表　題　部　（附属建物の表示）

符　号	①種　類	②　構　造	③　床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	5　３１	余　白
2	物置	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	１８　６１	余　白
3	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	7　５０	余　白

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	昭和６２年１１月１３日 第５３９９２号	所有者　東京都千代田区平河町二丁目４番３号 地　方　職　員　共　済　組　合 順位１番の登記を移記
付記１号	１番登記名義人表示変更	平成１４年９月９日 第３１１７０号	原因　平成７年８月７日主たる事務所移転 主たる事務所　東京都千代田区平河町二丁目４番９号 代位者　静　岡　県 代位原因　平成１２年７月２２日譲与の所有権移転登記請求権
	余　白	余　白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年１月２０日
2	所有権移転	平成１４年９月９日 第３１１７１号	原因　平成１４年７月２２日譲与 所有者　静　岡　県

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２４１４８　（　１／１　）　　１／２

公用 静岡県静岡市葵区与一１丁目３３５－９７　　全部事項証明書　　（建物）

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和８年６月１０日
静岡地方法務局　　登記官　　髙　木　大　輔

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２４１４８　（　１／１　）　２／２

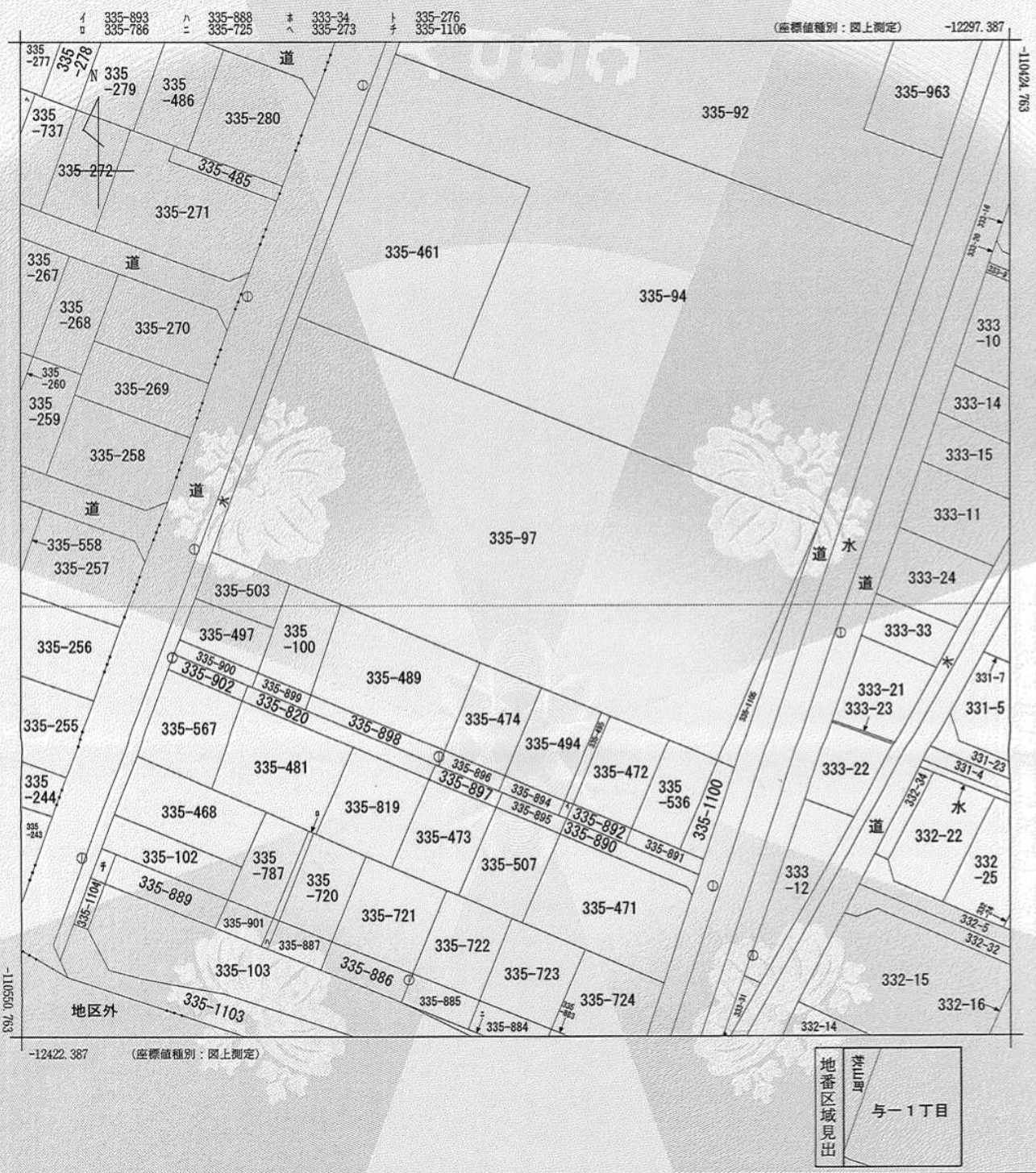

請求部分	所在	静岡市葵区与一一丁目			地番	335番97		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月10日
静岡地方法務局
請求番号：26-1
(1/1)
登記官　髙木大輔

A3からA4に縮小

公用

公用

登記年月日：令和2年2月6日

地積測量図

地番	335番97 335番1105
土地の所在	静岡市葵区与一一丁目

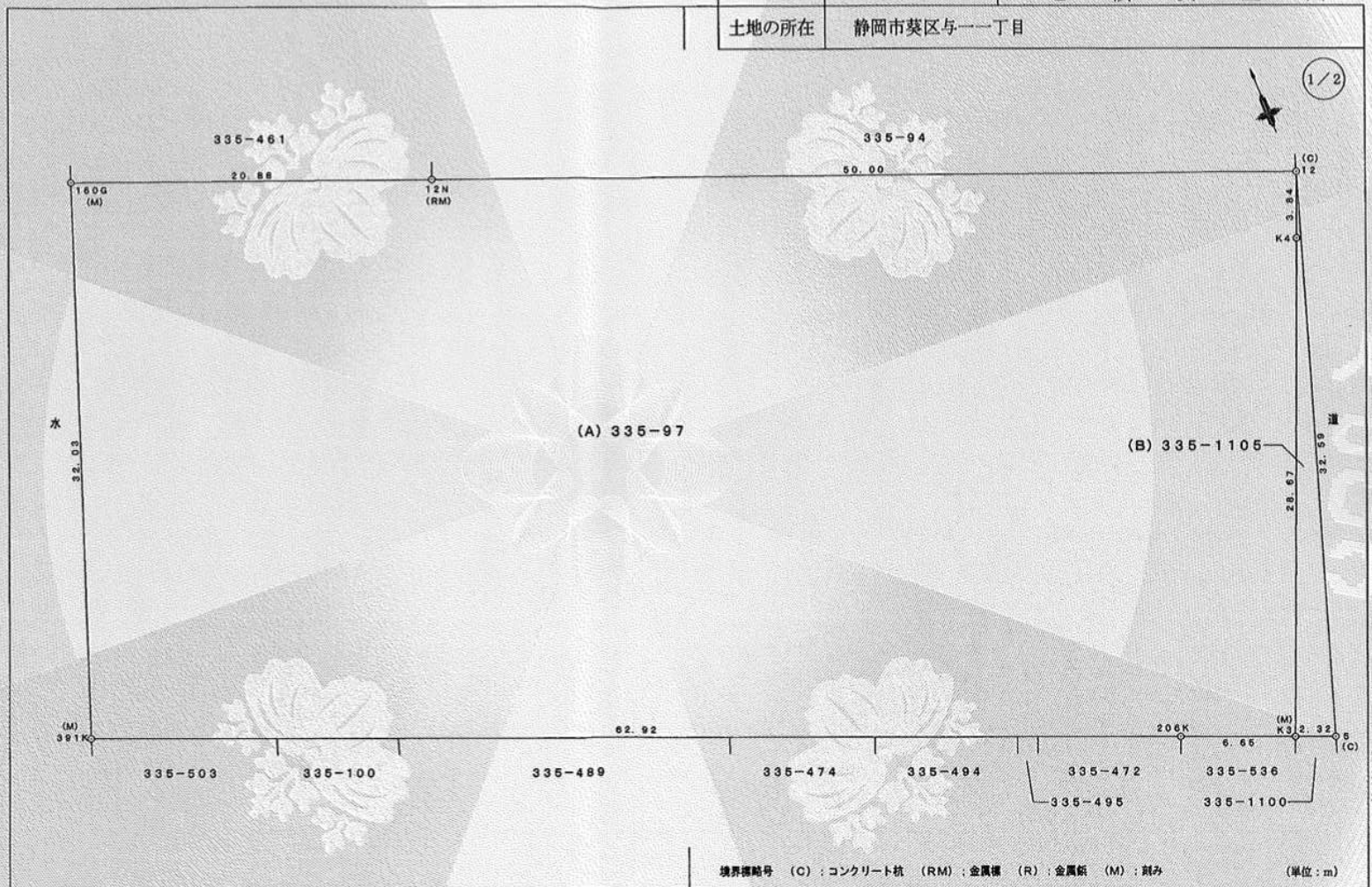

境界標識号　(C)：コンクリート杭　(RM)：金属標　(R)：金属鋲　(M)：鋲み　　(単位：m)

作製者	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会所属 土地家屋調査士　神田　守 (令和　2　年　1　月　29　日作製)	嘱託者	所有者　静岡県 代位者　静岡市長　田辺信宏	縮尺	1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月10日　静岡地方法務局　登記官　高木大輔

請求番号：26-2

(1/2)

A3からA4に縮小

公用

登記年月日：令和2年2月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月10日　静岡地方法務局　登記官　髙木大輔

地番	335番97 335番1105
土地の所在	静岡市葵区与一一丁目

地積測量図

2/2

座標求積表

地番	(A) 335-97			
測点	Xn	Yn	(Xn+1-Xn-1) Yn	距離
160G	-110459.317	-12367.723	274549.104849	32.03
391K	-110489.323	-12398.946	670138.233408	62.92
206K	-110513.365	-12340.798	328092.455628	6.65
K3	-110515.909	-12334.646	-294514.342542	28.67
K4	-110489.488	-12323.493	-369372.055689	3.84
12	-110485.936	-12322.023	-275126.129544	50.00
12N	-110457.160	-12368.365	-329233.507935	20.88
		倍面積	4533.758175	
		面積	2266.8790875	
		地積	2266.87 ㎡	

地番	(B) 335-1105			
測点	Xn	Yn	(Xn+1-Xn-1) Yn	距離
12	-110485.936	-12322.023	-336514.448130	3.84
K4	-110489.488	-12323.493	369372.055689	28.67
K3	-110515.909	-12334.646	336859.182260	2.32
5	-110516.798	-12332.497	-369641.932581	32.59
		倍面積	74.857238	
		面積	37.4286190	
		地積	37.42 ㎡	

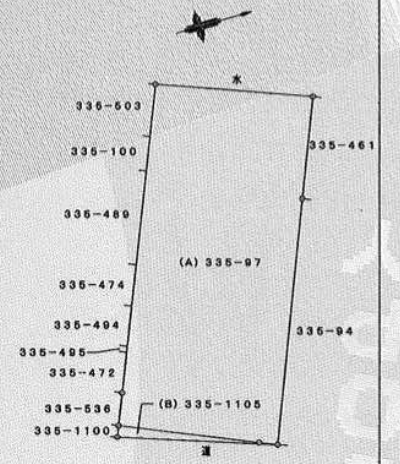

10D53 (RM)

10D52 (RM)

街区基準点座標値

種別	点名	X座標	Y座標
街区多角点	10D52	-110571.534	-12351.919
街区多角点	10D53	-110752.013	-12404.489

測地系	世界測地系（測地成果2011）
座標系	Ⅶ系
測量年月日	平成29年4月4日

境界標略号　(C)：コンクリート杭　(RM)：金属標　(R)：金属鋲　(M)：刻み　(単位：m)

作製者	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会会社員 土地家屋調査士　神田　守 (令和　2　年　1　月　29　日作製)	嘱託者	所有者　静岡県 代位者　静岡市長　田辺信宏	縮尺	1/1000

請求番号：26-2　(2/2)

A3からA4に縮小

令和7年度職員住宅アスベスト等含有分析調査

MS25060027 MS25060032

No.	施設名	採取場所	採取部位	試料名	分析方法		定性 JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部」					
							ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
1	与一右衛門新田職員公舎	外部	巾木、外壁、庇、バルコニー	アクリルゴム系複層仕上塗装	定性	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
						推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
						判定	試料は石綿を含有しない。					
2	与一右衛門新田職員公舎	階段室	壁、天井	アクリル系複層仕上塗装	定性	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
						推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
						判定	試料は石綿を含有しない。					
3	与一右衛門新田職員公舎	バルコニー	梁型、タレ壁	アクリル系複層模様塗装	定性	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
						推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
						判定	試料は石綿を含有しない。					
[redacted]												

昭和61年度
与一右衛門新田
職員住宅建設工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
	(黒 匠)		A - 14	階段平面詳細図	1/30	A - 28	日影図 (1)	1/200		(構 造)	
A - 1	武装・図面リスト		A - 15	階段断面詳細図	1/5 1/10 1/30	A - 29	日影図 (2)	1/200	S - 1	構造特記仕様書	
A - 2	特記仕様書 (1)		A - 16	展開図 (1)	1/50	A - 30	座況図	1/200	S - 2	基礎伏図 床・梁伏図	1/100
A - 3	特記仕様書 (2)		A - 17	展開図 (2)	1/50				S - 3	基礎詳細図 基礎梁 梁 断面リスト	1/30
A - 4	特記仕様書 (3)		A - 18	軸詳細図 (1)	1/5 1/20 1/30				S - 4	壁平断面 配筋詳細図	1/30
A - 5	配置図	1/200	A - 19	軸詳細図 (2)	1/5 1/20				S - 5	スラブ 断面リスト 壁 配筋詳細図	1/20
A - 6	付近見取図 公図写	1/500 1/2500	A - 20	建具表 , 建具キープラン	1/50 1/100				S - 6	架構配筋詳細図 (1)	1/30
A - 7	求積図	1/300	A - 21	床伏図	1/5 1/50				S - 7	架構配筋詳細図 (2)	1/30
A - 8	仕上表		A - 22	天井伏図	1/50				S - 8	ポンプ室構造図	1/30
A - 9	平面図	1/100	A - 23	ユニットバス詳細図 (やき図)	1/3 1/10 1/20				S - 9	基礎伏図 基礎詳細図 杭伏図 基礎梁断面リスト	1/20 1/30 1/100
A - 10	立面図 , 断面図	1/100	A - 24	枠廻り詳細図	1/6 1/20						
A - 11	平面詳細図	1/30	A - 25	外枠図 (1)	1/20 1/200						
A - 12	矩計図	1/20	A - 26	外枠図 (2)	1/20 1/50						
A - 13	断面詳細図	1/10 1/30	A - 27	日影図 (1)	1/200						

静岡県都市住宅部住宅課

[illegible] 与一右衛門新田職員住宅建設 工事施行所

A - 1	図面 図面リスト

特記仕様書

1 工事概要
1 工事名称 （昭和○○年○○市○○町○○住宅建設工事）
2 工事場所 ○○市○○町○○番地 TEL ○○-○○
3 構造種別 鉄筋コンクリート造 4 階建（ 1 ）棟（ 1 ）階（ 5 ）戸建
4 建物概要 敷地面積 (500.00) ㎡
建築面積 (176.50) ㎡
延床面積 (587.34) ㎡
工期 (8)年 (10)月から (10)年 (3)月まで
5 工事範囲 設計図書に特記なき限り、本工事に含まれるものとする。
6 特記事項 ・敷地境界線は現況フェンスによる。
・工事用仮設水道は、○○○○より引込むこと。
・近隣への挨拶は、着工前に行うこと。

1 適用基準
1 建築工事の各種基準は、次の各種基準類（昭和 50 年）の該当部分を適用する。
2 各種の規格を JIS、規格による。
3 特記事項を適用する。
（1）特記事項は、他の一般事項に優先する。
②設計図書は、互いに補完するものとする。
③大きい縮尺の図面を優先する。

章	項	目	特記事項
1 一般共通事項	1	1.1.2	1節 一般事項 設計図書の優先順位（現場説明書 2 特記仕様書 3 工事監理者の指示 4 標準仕様書 5 設計図 6 公的機関指定工事基準仕様書）
	2	1.2.1	2節 適用基準 2 基準仕様書 JIS 規格 建築工事
	3	1.2.6	3節 届出等 その他 地盤調査試験 ○箇所、位置 ○○○○ など ・建築 ○○㎡ 以上である。 ○○は現場説明書による。 ・敷地が、防火地域、準防火地域 など建築工事届出の提出事項による。
	4	1.3.5	届出書類の作成（他・官庁）申請書一式 ○通。
	5	1.5.2	設計図書に示された工事に使用される監理者に報告する。 ① コンクリート ② 鉄 筋 ③ 型 枠 ④ 防水材料 ⑤ ○○○○ ⑥ ○○○○ ⑦ 金属製建具 ⑧ ○○○○ ⑨ その他監理を指定する材料
	6	1.6.2	施工上よりよい工事にするための監理者に報告する。（報告書）を提出し、監理者の承認を受けた後に施工すること。
2 仕様	1	1.7.1	2節 記載 1 使用室特

工事	使用室特	内容（特記事項）
地業工事	特記なし 記載なし	2 節
鉄筋コンクリート工事	種 A	1 ・
工種	種 上	2 ・
下請負業者	特記なし 記載なし	2 ・
打放仕上げ	○○○○ 使用	1 ・
工事	種 上	1 ・
工事	特記なし 記載なし	2 ・
特別工事	基本 ○○○○	工事監理者の特記 2 節 1. 型枠 ○○○○ 2. コンクリート ○○○○ 3. ○○○○ 4. ○○○○ 1 節 5. ○○○○ 6. ○○○○ 7. ○○○○ 3 節

3 工事監理者の指定事項
1 工事監理者の業務内容
2 工事の際（主要部分の確認 など）

章	項	目	特記事項
1 一般共通事項	1	1.1.2	1節 一般事項 設計図書の優先順位（現場説明書 2 特記仕様書 3 工事監理者の指示 4 標準仕様書 5 設計図 6 公的機関指定工事基準仕様書）
	2	1.2.4	2節 適用基準等 適用基準 （第 3 節による）
	3	1.2.6	届出等 その他 工事届出 ○○○○ ○○○○（○○届 ・○○届） ・○○届 ○○○○
	4	1.3.5	各種報告書 ○○○○ ・○○書
	5	1.5.2	設計図書 ○○○○（○○図による） ・○○書
	6	1.6.2	施工図 ○○○○（○○図による） ・○○書
2 仮設工事	1	2.2.3	3節 遣方および根切り 1 隣接する建物 ○○○○
	2	2.2.4	地盤改良 ○○○○
	3	2.2.6	特記なし
	4	2.3.1	設計図による（ 10 ）cm （到達面 ）
3 土工事	1	3.1.1	1節 一般事項 4 試験杭 区 打込み式 ○○○○ 杭 ( )本 試験杭 ○ 本数 ( )本 L=( )m ø=( )mm 試験杭採用 ○ 要 ・ 不要 杭支 試験杭 ○ 要 ・ 不要 5 現場工法 種別 ( )本 L=( )m ø=( )mm 本数 設計支持力 ( )t/本
	2	3.4.2	2節 打込み杭地業 打撃工法 ○○○○ ○○○○

地業種類	○○○○ コンクリート ○○	○○○○ コンクリート	○○○○ アスファルト コンクリート	○○○○ コンクリート
試験の有無	JIS 規格品 ○○	JIS 規格品	JIS 規格品 ○○	○ 試験

種子および種子吹付 ○ なし ・ ○ あり

4	4.2.5	杭打ち試験
5	4.2.6	支持力確認
6	4.2.7	工法
	4.2.8	鋼杭
8	4.2.10	既存杭処理
9		その他の工法
10	4.3.1	盤内配筋
11	6.3.4	打込み
12	4.3.5	試験杭採取および杭体の確認
13	4.3.6	工法

1 試験杭 ○ 要 ・ 不要
2 ○○○○ ○ 要 ・ 不要

1 試験杭数 ○ 要 ・ 不要

(1) 施工基準
設計図書による

杭打ち試験 ○ 要 ・ 不要

(1) 施工法の種類 ・ ○打工法 ・ ○○○○打撃工法
アースオーガー ・ ○ビル ・ ○m (スパーム mm)
ハンマー種別 重量 ○ ディーゼルハンマー ○○号 ・22 t ・25 t
・ ○○○○
マンドレル ○ 要 ・ 不要 (○○○○)

1 杭ø種別工法 ○ 打込み ・ 埋込み ・ 場所杭

杭打ち ○ 要 ・ 不要

杭打ち時間 ○ 要 ・ 不要

3 節 埋込み杭（セメントミルク工法）地業

1 試打 ○ 要 ○○本 ○○t
2 ○○○ ○ 要 ○○本 ○○t

1 試験杭数 ○ 要 ○○本

(1) 施工基準
設計図書による

14	4.3.8	鉄筋
15	4.3.10	特記事項
16	4.5.2	一般事項
17	4.9.1	打込み
18		特記事項
19		調合強度
20		一般事項

※ 4.2.8 による。

※ 4.2.10 による。

5節 既製杭試験

2 既製杭の種類
杭径 ○○ ・○○ ・○○ ・○○
セメント ○○ ・○○ ・○○ ・○○
3 試験杭の位置
杭番号による
杭本数 ○○ ・○○ ・○○ ・○○

9節 主筋 第 15、コンクリート強度

2 ・ A種 ・ B種

鉄筋のフックは、C-0-30 とし、端部の折曲げ内法寸法は、標準フックの寸法による。

鉄筋の種類	使用するコンクリート	設計基準強度	単位水量	セメントの種類による調合強度の割増し	サイズ	備考
異形鉄筋	普通コンクリート					
異形鉄筋	A種コンクリート、B種コンクリート、C種コンクリート	(L/D-70)N	185 kg/m³ 以下	30%		アジテーター車による
丸鋼	軽量コンクリート	(L/D-60)N				運搬時間は 60 分/m³ 以内

9節 主筋 第 15、コンクリート強度

下記に該当するコンクリートの工事場所を記入する。
防湿層面、防水層面、あと、断面で 1 m、壁、床、ボイラー、浄化槽工事、設計する時、打ち込み時は、試打設する。第 15、試打場所、打ち増し、受け、型下面、防水下地の

1 節 一般事項

1 5.1.2 設計基準強度

普通コンクリート

設計基準強度 F_c (kg/cm²)	適用箇所
○ 210	特記事項 地中 各部
○ 180	土間 基礎 立上り 外周

2 5.1.3 コンクリート強度特定

3 5.1.4 構造コンクリート

構造用コンクリート：セメント、砂、砂利、水を練り混ぜた後 28 日強度 (JIS コンクリートテストピースの場合) 以上とする (普通 40 kg/cm²、セメント 302 kg/m³、セメント比 50 %、砂 776 kg、砂利 405 kg)

2 節 材料

4 5.2.1 セメント

セメント：普通ポルトランドセメント ・混合セメントA種
・早強ポルトランドセメント

2 骨材の品質
(1) 細骨材の塩分含有量の限度：※ 0.04 %以下
・ 0.06 %を超え 0.1 %以下のものは、鉄筋を防錆処理した場合に使用できる。

5 5.2.2 骨材

6 5.2.6 混和材料

混和剤：※ コンクリート強度増進剤を使用
AE 剤は ※ AE 減水剤標準型
AE 剤 ( )
AE 減水剤 ( )

3 節 調合一般

7 5.3.1 所要スランプ

2 所要スランプ ※ 18 ・ 21

8 5.3.2 骨材のふるい分け

3 骨材の種類：1・2・(1)・(2)
普通コンクリートの骨材の種類
※ ○○○○ ○○○ 骨材 ○○ 270 kg/m³

※ 普通コンクリートのモルタル比の最大値は 65 %とする。

9 5.3.3 単位セメント量

4 節 レディーミクストコンクリート

1 レディーミクストコンクリート ※ JIS A 5308 の規格品 ・特定品

10 5.4.4 レディーミクストコンクリートの種類

2 普通コンクリートの標準コンクリートおよび軽量コンクリートの呼び方は次のとおりとし、設計図書に特記なき限り、JIS A 5308 の規定による。

1	05.6.5	施工時のコンクリート強度試験
12	5.9.2	打込み
13	5.9.3	設計基準強度
14	5.11.5	養生時のコンクリート管理試験

2 節 打込み および 養生

2 セメントの種類：※ 下表による

打込む部位	構造体コンクリート強度 (kg/cm²)	セメントの種類	コンクリートの単位セメント量 (kg/m³)	備考
・A 種	普通コンクリートで、JIS A 1 種又は 2 種相当品とする。	A 種 (ローA種)	原則として 270 kg/m³ 以下とする。	
※ B 種 (地中)	普通コンクリートで、JIS A 1 種又は 2 種相当品とするが、耐久性上有効な品質であってもやむを得ない場合とする。	B 種 (普通ポルトランドセメント)	同じく 270 kg/m³ 以下とする。ただし、鉄筋コンクリート造の場合は、300 kg/m³ 以下とする。	設計図書に特記なき場合は、B種とする。
※ C 種 (マスコン)	原則として 12 mm 以上のコンクリートで、かぶり厚さ 80 cm 以上の場合	C 種 (中庸熱ポルトランドセメント)	打ち込み後 28 日までの積算温度が 1 日平均 25 ℃ 換算で 1,200 日・℃ 以下となるように、コンクリートの調合を定める。	

6 節 打込み および 締固め

8 打込むコンクリートの品質確保のため、打込み前に：※ 管理者と協議

3 節 型枠 および 支保工

2 型枠の取外し期間：※ 6.3.1 および 6.3.2 表

7 | 7.1.1 | 骨材の粒径 | 1節 打 込

※ A 種 ・ B 種
※ 5020 ・ 5025
(JISQ 3112 の JIS マーク表示品)

2	7.1.7	生コン種別
3	7.2.1	鉄 筋
4	7.2.2	鉄筋のあき及びかぶり厚さ

2節 型枠および支保工

1 型枠の種類：※ 普通型枠
2 ※ 設計図 (構造計算書)

2 12 cm 以内で型枠とせずに直接コンクリートを打ち込む部分：・
3 地中を掘り、そのまま型枠とする場合のかぶり厚さ：・

10	10.5.3	打 込
11	2	仕上げ

5節 トレンチ工事

3 トレンチ底および側面の保護方法
※ 0.9 m 以上の トレンチ工事 (2 m 未満)
[illegible]
(イ) サンドクッション ……0.3 m
(ロ) [illegible] ……1.2 kg
(ハ) [illegible] ……1.2 kg
(ニ) [illegible] ……JIS A 6909
(ホ) [illegible] ……2.0 kg
(ヘ) [illegible]
[illegible]

静岡県都市住宅部住宅課

昭和○○年度 市一般営業所組織員住宅建設 工事設計図

番号 A-2	名称 特記仕様書 1

建築工事共通仕様書取扱要領

1. 本要領は静岡県が発注する建築工事の共通仕様書の内容の取扱いを一定化するために定める。
2. 本要領は次の共通仕様書を適用する工事について適用し、共通仕様書より優先して取扱うものとする。
   建設省住宅局監修「公共住宅建設工事共通仕様書」(昭和37年版)
   建設省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」(昭和40年版)
3. 次の表に示す事項については、前記共通仕様書の内容にかかわらず、この要領により取扱うものとする。

注) 事項欄の( )内の表示は共通仕様書の該当章号を表わし、住宅とは建設省住宅局監修の、又官庁とは官庁営繕部監修の共通仕様書をいう。

区分	事項	要領
一般共通事項	1. 用語の定義	共通仕様書に用いる用語は以下による。 ①設計図書 現場及び仕様書(機械設備及び電気設備に対する質問書及び回答書を含む)並びに建築工事共通仕様書(営繕課編)をいう。 ②監督員 静岡県建設工事執行規則(昭和26年4月1日県規則第32号)(以下「規則」という)第13条第1号に規定する監督職員をいう。 ③現場代理人 規則第23条及び静岡県建設工事契約約款第10条に規定する者をいう。 ④検査 監督員がその所管事務に関する方針・基準・計画・施工方法等を請負人に示し、実施させることをいう。 ⑤承諾 工事の施工について、請負人が監督員に申請又は提示し、了解を得ることをいう。 ⑥協議 監督員と請負人とが対等の立場で合議することをいう。 ⑦立会い 請負人は設計図書に基いて施工するにあたり、監督員の現場でのたち会いを求め、その適否を確認しあい、その結果の処理、または承諾を受ける。又、請負人は現場に臨み、検査員及び監督員の行う検査に際し、資料の提出、説明並びに応援等により、工事の適正な施行を期し、その施行について確認することをいう。
	2. 協議の結果の処置 (仕様 1.1.1-2)(規則第13条1号) (営繕 1.1.1-1)	監督員と協議を行った場合、または監督員が指示する事項は、協議書による指示(承諾)書を発行する。この場合、必要に応じて設計変更を行うことがある。
	3. 材料検査又は施工検査における試験 (仕様 1.3.1-1)(規則第13条1号) (営繕 1.3.4-1)	公的試験所及びこれに準ずる試験所で行う場合を除き原則として監督員の立会いを受ける。 「公的試験所及びこれに準ずる試験所」とは、県立大学、県試験所、県等専門官庁、県与良好等材料試験所などをいい、コンクリート強度試験及び鉄筋の引張試験における次の試験所はこれに該当するものとする。 ①コンクリート強度試験について JIS表示許可を受けた生コンクリート工場 ②鉄筋の引張試験について (社)鉄鋼検査協会より試験の委託を受けている次の工場 (注、承諾証明書は検査協会により発行する) 静岡県鉄筋協同組合 静岡市下川原二丁目14-45 ・静岡キンザ　静岡県富士市荻田2023 ・静岡造船工業　静岡市下川原二丁目14-45 ・静岡鋼機製作所第二工場　(土木用水平引張り千葉500) ・静岡工業鋲工業　浜松市中区新津町
	4. 工事記録写真の提出及び提出の時期 (仕様 1.3.1-1)(規則第13条1号) (営繕 1.3.4-1)	工事の全体的経過を記録した写真(工事記録写真)はあらかじめ監督員と協議して定めた期間ごとに作成、提出する。
	5. 監督員事務所の設置及び提出の時期 (仕様 1.3.1-1)(規則第13条1号) (営繕 1.3.4-1)	①監督員事務所の設上げは監督員の承認を受けたものとする。 ②監督員事務所には机・いす・書類棚・黒板等の外、電話・給水・手洗い・便所等現場事務に必要な設備を設置する。又、変なって、水道及び加入電話の架設電話料の使用料、便所の清掃料などは請負人の負担とする。
地業工事	6. 打込み杭における施工計画書の内容 (仕様 4.2.3) (営繕 4.2.3)	施工計画書には次の事項について記載する。 ①工程表(施工機械及び杭の搬入時期、試験杭と本杭打込み開始及び完了などの時期、1日あたりの杭施工本数) ②責任技術者(資格及び工事経歴)及び施工管理組織図 ③杭 材 ④施工機械、設備の概要及び施工方法 ⑤杭の搬入計画 ⑥杭番号及び施工順序を記入した配置図(試験杭位置) ⑦杭打ち記録表 ⑧杭支持力算定式 ⑨杭打試験方法 ⑩安全対策及び公害対策 ⑪その他必要と認めた事項
	7. 現込み杭(モルタル)における施工計画書の内容 (仕様 4.3.2) (営繕 4.3.2)	施工計画書には前記6.の①～④⑩及び⑪のほか、次の事項について記載する。 ①施工記録表 ②安定液、根固め液、及び杭頭処理定着の部分計画並びに管理方法 ③施工に関する社内規則
	8. 場所打ちコンクリート杭における施工計画書の内容 (仕様 4.4.2) (営繕 4.4.2)	施工計画書には前記6.の①～④⑩及び⑪のほか、次の事項について記載する。 ①工程表(機械搬入、掘削、鉄筋加工、組製造、機械搬出及び杭付けの時期) ②コンクリートの配合報告書(計画書を含む) ③鉄筋の種類と数量 ④ベントナイト泥安定液などを使いる場合はその調合計画及び管理方法 ⑤支持地盤の確認方法 ⑥孔底処理方法 ⑦鉄筋加工及び組込み方法(ぼとがり防止方法を含む) ⑧コンクリートの打設及び養生方法
	9. 杭の載荷試験 (仕様 第4章第5節) (営繕 第4章)	杭の載荷試験は下記により行い、下記以外は土質工学会制定の「クイの載荷試験基準」によるものとする。 ①試験に先立ち、計画書を監督員に提出して、承認を受ける。 ②載荷重(最大荷重)最新方法及びサイクル数は、特記による。 ③試験杭の位置及び施工期間は、特記による。但し、特記がなければ、施工期間は下記による。 (1)杭込み杭は、杭打込み後3日以上、粘性土の場合は7日以上とする。 (2)場所込み杭は、杭打込み後7日以上、但し、監督員と協議のうえ、早強セメントの使用などにより、その期間を短縮することができる。 (3)場所打ちコンクリート杭は、コンクリート強度が設計基準強度以上になったことを確認した後行う。 ④最大荷重到達後に、杭又は地盤の破壊を認めた場合は作業を中止し、速やかに監督員に報告し、その指示を受ける。 ⑤装置の不備又は試験途中で杭の欠陥を認めた場合は、はかの杭について再試験を行うことがある。 ⑥載荷試験に使用した杭は、基礎として本杭に用いてはならない。但し、応力的として使用した杭は、引き上げうの調査を行った後、監督員の承認を受けて本杭に使用することができる。 ⑦試験結果の報告書には、下記の事項について記載し、監督員に提出する。 (1)杭の位置 (2)杭の種類、材質、形状、寸法、重量など (3)杭の打込み法(地盤状況、地下水位などが明らかな場合は、合わせ記入する) (4)試験装置の概要 (5)荷重～時間曲線 時間～沈下曲線(片対数グラフを含む) 荷重～沈下曲線(両対数グラフを含む) (6)貫入勾配表 (7)杭の打込み日時及び試験日時 (8)試験状況を示す写真及び杭の打込みから試験までの気象記録
	10. 鉄筋の試験の省略 (仕様 5.1.1) (営繕 5.1.1)	JIS規格品については試験を行なわないただし規格証明書又はこれに代わるものを監督員に提出して承認を受ける。 (参考 これに代わるものとして調査プレートについて県の通達がある)
鉄筋工事	11. ガス圧接工の省略 (仕様 5.4.1) (営繕 5.4.1)	ガス圧接工は(社)日本ガス圧接技術協会における試験方法を定め検定基準による合格を得て、技量証明書を監督員に提出して承認を受けた者とする。ただし技量者自主検査による作業実施範囲は下表による。

鉄筋径種別(断面積換算)	作業可能範囲		備考
1種	SR24-30	径25mm以下	
	SD24-30-35-40	D25mm 〃	
2種	SR24-30	径32mm 〃	
	SD24-30-35-40	D32mm 〃	
3種	SR24-30	径38mm 〃	
	SD24-30-35-40	D38mm 〃	

コンクリート工事	12. コンクリートの計画調合の承認 (仕様 5.4.4) (営繕 5.4.1)	住宅場のレディミクストコンクリートの場合においては、施工に先立ちコンクリート製造工場の計画調合表及び住宅建築第1条10項(工事現場練りコンクリートの調合)による調合表を作成し、監督員に提出して施工場の計画調合の承認を受ける。
	13. コンクリートのスランプ等の許容差 (仕様 5.5.1-4, 5.5.2-1, 5.5.4-1, 5.5.4-2, 5.5.4-3, 5.7.1-4) (営繕 5.4.3, 5.7.1-4)	工事現場の荷卸場所におけるコンクリートのスランプ、空気量及び単位容積重量と計画調合との差の大きの値より大きい場合、又は分離しない、荷卸性がよくて打ちにくい場合は調合の調整、運搬方法の改善などを行う。なお、調整する場合はセメント比を変えてはならない。(空気量の調整は混和剤の増減により行う。) スランプ(cm)の種別 / 荷卸し時の許容差 普通コンクリート: 8未満 ±1.5 / 8以上18以下 ±2.5 / 21 ±2.5 / 18以上 ±1.5 軽量コンクリート(軽量1種): 普通コンクリートと同じ 空気量(%): ±1 / ±1.5 単位容積重量(%): — / ±3.5(参考値) (注) ポンプの圧力の違いについて 1) スランプの許容差の範囲以上高を過剰する 2) 空気量の範囲は±1.5%とする
	14. 普通コンクリートの圧縮強度試験の実施場所 (仕様 5.6.2) (営繕 5.11.1-1, 5.11.1-2)	現場し施工(標準養生室)及び現地施工(現場養生室)とする。
	15. 暑中におけるコンクリートの施工 (仕様 第15章第2節) (営繕 第6章第2節)	普通コンクリート工は暑期コンクリート打設時における気温が35℃をこえる場合に特に指導の「暑中におけるコンクリートの施工」の項を適用し、打込み時におけるコンクリートの温度は35℃以下とする。
	16. コンクリート用材料試験 (仕様 5.3.4) (営繕 5.11.2)	住宅場のレディミクストコンクリート用材料試験は現場練りコンクリート(住宅編 5.10.4 及び 5.10.5 の場合)に準じて行ない、試験成績書を監督員に提出して承認を受ける。
	17. 普通コンクリートの試験の特例	1日の打設量が50m³未満の少量コンクリートについては、配合報告書(計画書共)を監督員に提出して承認を得て製造工場の調合とするが、品質管理試験については、承認を得た場合と同様・同配合の生コン工場における標準養生の品質管理試験の結果表を提出すればよい。特記がない限りの場合は、現場養生の試験は省略し強度試験のみ行なう。但し、建築工事における土木・躯体・土間の型、電気工事におけるハンドホール、ちょーピアルの基礎の型、機械設備工事におけるポンプ・槽本体、各機器の基礎の型などの軽量なコンクリートについては承認に配合報告書(計画書共)を提出して監督員の承認を受ければ、試験を省略出来る。
	18. 高力ボルトトルク係数値の確認 (仕様 6.4.2) (営繕 6.4.1)	高力ボルト(摩擦高力ボルト)のトルク係数値の確認は、特記事項とし、特記なき場合は、施管甲表者をもこと思いのある場合で監督員の指示する場合のみ、トルク係数値の確認試験を行う。 尚、試験は当日施工直前に行う。
	19. 高力ボルト締付け機具に使用する検査機器の検定 (仕様 6.4.3) (営繕 6.4.1)	締付け作業に使用する検査機器(軽力計及びトルクレンチ)は着手前に検定を受け、検定成績書を監督員に提出する。
鉄骨工事	20. 溶接工の資格 (仕様 6.5.2) (営繕 6.5.1)	溶接工の資格はJASS6に基づき下表のとおりとする。 但し、下表以外については共通仕様書の定めるところによる。

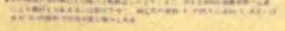

建築工事	21. 屋型アスファルト防水層の種別・仕様及び防水材料	屋型アスファルト防水層の種別及び仕様は設計のとおりとし、防水材料については事前に使用材料表を監督員に提出して承認を受ける。
	22. 塗装工法の仕様 (仕様 10.3.1-1, 10.3.2) (営繕 17.1.3-1)	塗装工法は次の仕様による。 ①こしわけ 塗料は使用直前によくかき混ぜ、必要に応じてこしわけを行う。 ②希釈は下記による。 (1)研磨紙は JIS R 6252(研磨布)及び JIS R 6253(研磨紙)による。給水研磨紙は JIS R 6253(耐水研磨紙)による。 (2)研磨紙ずり及び研ぎ出しは下塗塗膜及びパテが硬化を確認した後各層ごとに研磨紙又は耐水研磨紙で素材の表手の方向に、下塗の塗膜が破けないように注意して研ぐ。 ③パテ扱い、パテしごきは下記による。 (1)穴埋めに用いた、大きなすき間などに充填の用いたなどをへん、又はこてで押し込み埋める。 (2)パテ扱い、面の状況に応じて面のくぼみ、すき間、目違いなどの部分にパテをへん又はこてでなるべく薄く塗りつける。 (3)パテしごき、上記(1)(2)の工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテを全面にへん付けし、表面に過剰のパテを残さないよう素地が現れるまでやしごき取る。 (4)パテ付け、パテ扱い、研磨紙ずりの後、素地が平らになるまで全面にパテを塗付け、研磨後、研磨紙ずりを行う工程を繰返す。

表1. 屋型アスファルト防水層の種別・仕様

種別	層	品名	使用量	重ね	種別	層	品名	使用量	重ね
A-111 (露出防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l	A-112 (保護防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l
	2	アスファルト	4 kg	1.5kg		2	アスファルト	4 kg	1.5kg
	3	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾		3	合成繊維ルーフィング		30cm巾
	4	アスファルト	4 kg	1.5kg		4	アスファルト	4 kg	1.5kg
	5	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾		5	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	6	アスファルト	4 kg	1.5kg		6	アスファルト	4 kg	1.5kg
	7	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾		7	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	8	アスファルト	4 kg	1.5kg		8	アスファルト	4 kg	1.5kg
A-112A (保護防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l	A-112B (保護防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l
	2	アスファルト	4 kg	1.5kg		2	アスファルト	4 kg	1.5kg
	3	合成繊維ルーフィング		30cm巾		3	合成繊維ルーフィング		30cm巾
	4	アスファルト	4 kg	1.5kg		4	アスファルト	4 kg	1.5kg
	5	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾		5	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	6	アスファルト	4 kg	1.5kg		6	アスファルト	4 kg	1.5kg
	7	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾		7	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	8	アスファルト	4 kg	1.5kg		8	アスファルト	4 kg	1.5kg
A-112C (保護防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l	A-113 (露出防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l
	2	アスファルト	4 kg	1.5kg		2	アスファルト	4 kg	1.5kg
	3	合成繊維ルーフィング		30cm巾		3	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	4	アスファルト	4 kg	1.5kg		4	アスファルト	4 kg	1.5kg
	5	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾		5	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾
	6	アスファルト	4 kg	1.5kg		6	アスファルト	4 kg	1.5kg
	7	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾		7	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	8	アスファルト	4 kg	1.5kg		8	アスファルト	4 kg	1.5kg
A-113A (露出防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l	A-113B (露出防水)	1	アルファルトプライマー		0.2 l
	2	アスファルト	4 kg	1.5kg		2	アスファルト	4 kg	1.5kg
	3	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾		3	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾
	4	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾		4	合成繊維ルーフィング		30cm巾
	5	アスファルト	4 kg	1.5kg		5	アスファルト	4 kg	1.5kg
	6	合成繊維ルーフィング		30cm巾		6	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	7	アスファルト	4 kg	1.5kg		7	アスファルト	4 kg	1.5kg
	8	ルーバー敷設	0.1 l			8	合成繊維ルーフィング		30cm巾
						9	ルーバー敷設	0.1 l	

A-114 (露出防水)	1	アルファルトプライマー	0.1 l		A-115 (露出防水)	1	アルファルトプライマー	0.2 l	
	2	アスファルト	4 kg	1.5kg		2	アスファルト	4 kg	1.5kg
	3	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾		3	合成繊維ルーフィング		30cm巾
	4	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾		4	アスファルト	4 kg	1.5kg
	5	アスファルト	4 kg	1.5kg		5	ストレッチルーフィング	1巻	30cm巾
	6	合成繊維ルーフィング		30cm巾		6	アスファルト	4 kg	1.5kg
	7	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾		7	アスファルトルーフィング	1巻	30cm巾
	8	アスファルト	4 kg	1.5kg		8	アスファルト	4 kg	1.5kg

昭和41年度 ふーかのアパート共住宅建設 2号

A-4

建築工事共通仕様書取扱要領

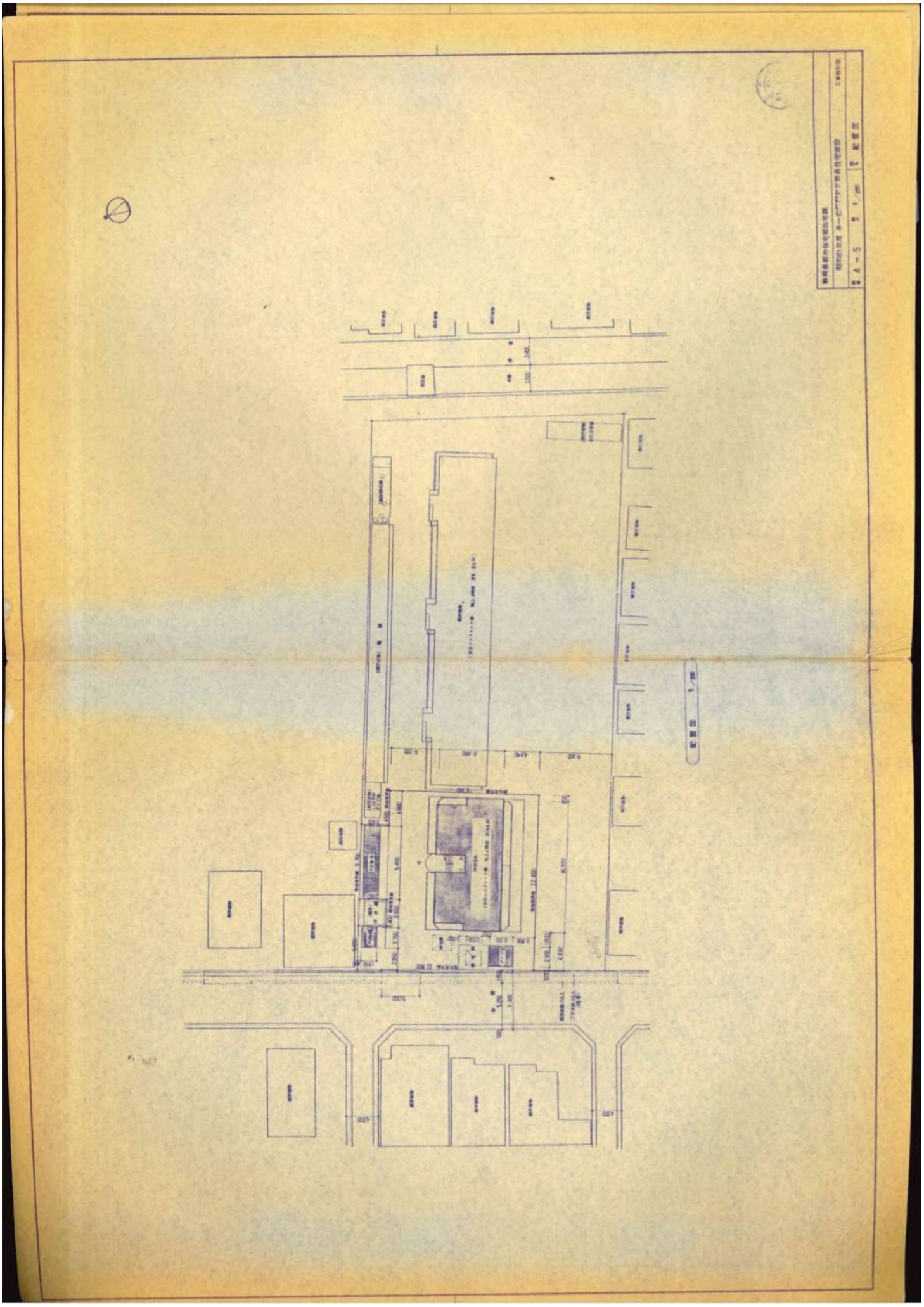

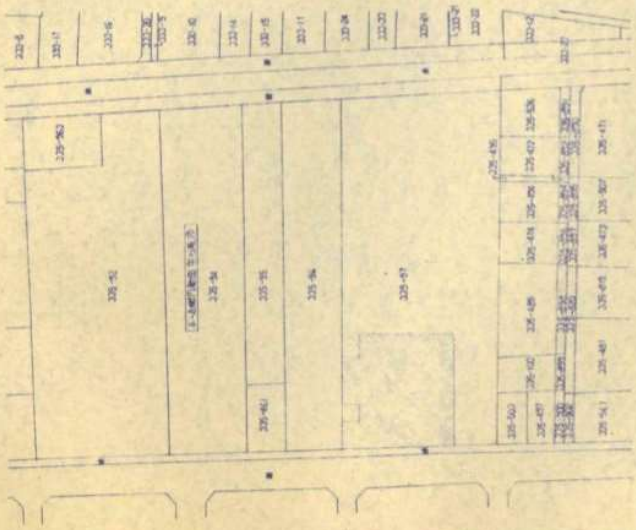

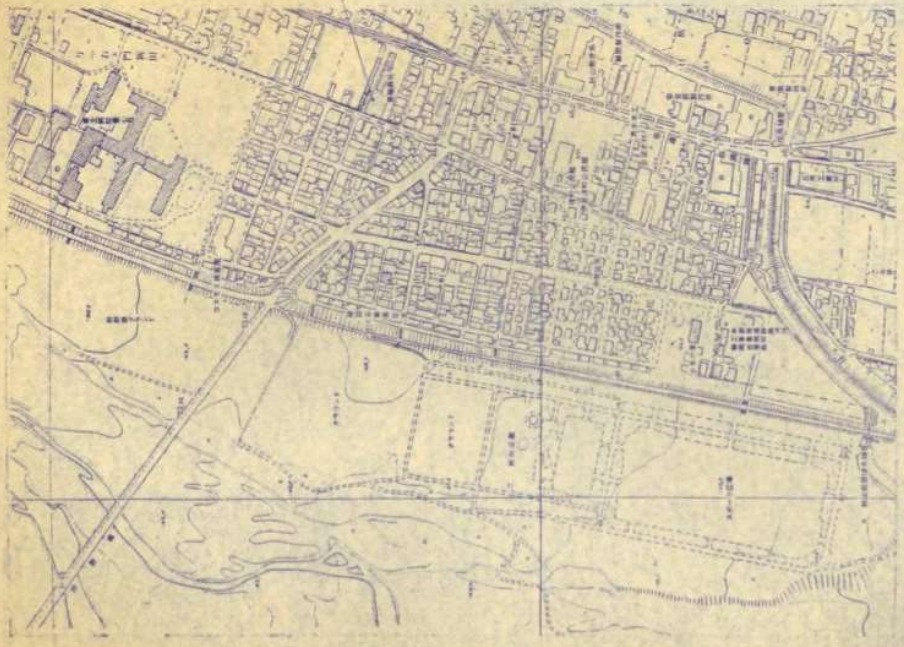

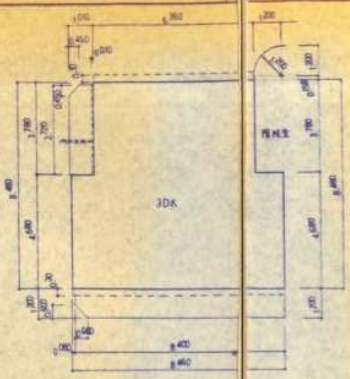



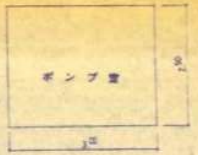

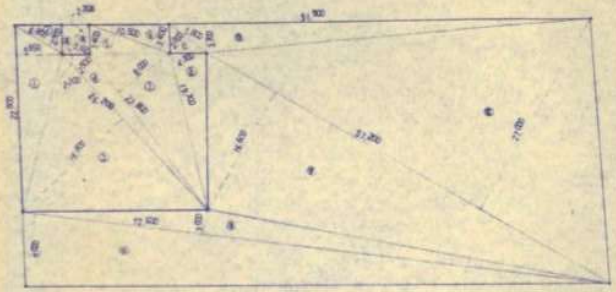

敷地求積図 1/300

申請敷地面積

記号	計算式			(㎡)
①	22.80	×	5.60	128.520
②	5.80	×	2.90	16.820
③	26.20	×	16.80	440.160
④	26.20	×	3.60	85.320
⑤	10.50	×	3.40	35.700
⑥	10.50	×	3.40	35.700
⑦	23.80	×	8.00	190.400
⑧	19.20	×	4.20	84.240
			計	1,020.240
			(1/2)	510.120
			申請敷地面積	510.12

前面敷地面積

記号	計算式			(㎡)
A	5.00	×	2.20	11.000
B	5.00	×	2.20	11.000
C	5.80	×	2.80	16.240
D	51.80	×	3.70	191.660
E	51.20	×	27.00	1,382.400
F	51.20	×	16.80	860.160
G	72.60	×	3.00	217.800
H	32.60	×	9.80	319.480
			計	3,191.100
			(1/2)	1,595.550
			前面敷地面積	1,797.55

住宅棟	104.72
物置	90.40
ポンプ室	21.34
LPG倉庫	7.32
ポンプ室	2.47
	415.66

建ぺい率 (1,797.55 × 0.60 = 1,078.53 > 415.66 ∴OK)

容積率 (1,797.55 × 2.00 = 3,595.10 > 1,628.41 ∴OK)

床面積

1階 (63.632 × 2 = 127.264, 12.556 × 2 = 27.112, 5.855 × 2 = 11.710) = 166.086

2階 (63.632 × 2 = 127.264, 12.556 × 2 = 27.112, 5.855 × 2 = 11.710) = 166.086

3階 (63.632 × 2 = 127.264, 12.556 × 2 = 27.112, 5.855 × 2 = 11.710) = 166.086

4階 (63.632 × 2 = 127.264, 12.556 × 2 = 27.112, 5.855 × 2 = 11.710) = 166.086

建築面積

住宅棟 (63.632 + 5.855) × 2 = 138.974

高倉収集入所 0.900 × 5.450 × 2 = 5.076

北倉収集入所 0.900 × 5.360 × 2 = 3.816

バルコニー等 0.400 × 3.320 = 0.364

PC物置 1.355 × 1.250 × 8 = 23.54

ポンプ室 3.100 × 2.300 = 7.13

計 180.05 (148.41)

敷地平生による面積表

敷地面積		住宅棟 (㎡)	物置 (㎡)	ポンプ室 (㎡)	自転車置場 (㎡)	合計 (㎡)
延床面積		148.41	23.94	7.13		180.05
階別面積	4階	138.974				138.974
	3階	138.974				138.974
	2階	138.974				138.974
	1階	138.974	23.94	7.13		170.414
	計	555.896	23.94	7.13		587.226

階別面積

	住宅専用 (㎡) 住戸専用	バルコニー	計	住宅共用 (㎡)	合計 (㎡)
4階	127.264	27.112	154.376	11.710	166.086
3階	127.264	27.112	154.376	11.710	166.086
2階	127.264	27.112	154.376	11.710	166.086
1階	127.264	27.112	154.376	11.710	166.086
計	509.056	108.448	617.504	46.840	664.342

戸別面積

	住宅専用 (㎡) 住戸専用	バルコニー	計 (㎡)	住宅共用 (㎡)	合計 (㎡)
4階	3.780 × 8.800 − 4.680 × 8.460 = 33.632	3.700 × 1.000 − 0.450 × 0.450 × 1/2 + 8.400 × 1.200 − 0.600 × 0.600 × 1/2 = 13.356	77.188	1.200 × 2.338 = 2.725; 1.200 × 1.200 × 3.14 × 1/4 = 1.130; 計 3.855	82.043
3階	3.780 × 8.800 − 4.680 × 8.460 = 33.632	3.700 × 1.000 − 0.450 × 0.450 × 1/2 + 8.400 × 1.200 − 0.600 × 0.600 × 1/2 = 13.356	77.188	1.200 × 2.338 = 2.725; 1.200 × 1.200 × 3.14 × 1/4 = 1.130; 計 3.855	82.043
2階	3.780 × 8.800 − 4.680 × 8.460 = 33.632	3.700 × 1.000 − 0.450 × 0.450 × 1/2 + 8.400 × 1.200 − 0.600 × 0.600 × 1/2 = 13.356	77.188	1.200 × 2.338 = 2.725; 1.200 × 1.200 × 3.14 × 1/4 = 1.130; 計 3.855	82.043
1階	3.780 × 8.800 − 4.680 × 8.460 = 33.632	3.700 × 1.000 − 0.450 × 0.450 × 1/2 + 8.400 × 1.200 − 0.600 × 0.600 × 1/2 = 13.356	77.188	1.200 × 2.338 = 2.725; 1.200 × 1.200 × 3.14 × 1/4 = 1.130; 計 3.855	82.043

60.63 + 6.77 + 23.94/8 = 73.39

2.99

+ 2.65 = 73.05

静岡県都市住宅開発公社

昭和61年度 牛一色第門新田県住宅建設

A-7 1/300 実施図

外部仕上

	巾木	外壁	屋根	庇	バルコニー	笠	開口部	その他造作
仕上	合成樹脂エマルションペイント(1回目@0.10) (エアコン取付部及び機外仕上塗装は合成樹脂調合ペイント)	合成樹脂エマルションペイント(1回目@0.20) (エアコン取付部及び機外仕上塗装は合成樹脂調合ペイント) 打継目 目地処理:ポリサルファイド系シーリング(8×10)	洋瓦葺(防水紙敷) 下地共(屋根スラブ・ルーフバルコニー) 軒先:カラー鉄板@0.4 ケラバ(妻):カラー鉄板@0.4*水切(既製金物)	上端:合成樹脂エマルションペイント アクセントクロス貼り 巾木:合成樹脂エマルションペイント 下端:アクセント塗装	床:磁器質タイル張り(防滑型) 巾木:合成樹脂エマルションペイント 手摺:スチール製 (中間ユニット部分アルミ製) 隔て板:アルミ製 インターホン:カラー親子インターホン 換気:屋外側ルーバー(換気扇用)(換気扇は別途)	針積:建築基準法施行令による 笠木:建築基準法施行令による 防腐処理アルミシール貼り ドレン:塩ビ製パイプ(φ50)(雨水竪樋へ接続)	アルミニウム合金押出形材(乳白色) 網戸:有(FIX) 網戸:無(引違) ステールサッシ ステール戸 サッシ廻りシーリング:ポリサルファイド系シーリング(8×10) ガラス廻りシーリング:変成シリコン系シーリング	塗装:エポキシ樹脂SOP塗り

備考	1階床下換気孔:合成樹脂製 *網:防虫網張 床下通気パイプ*150 φP 床下点検口(600×600 アルミ枠) 屋上階点検用梯子パイプ:*50 φP 1.8m 固定補強材(縦桟)(溶融亜鉛メッキ) ステンレス製) 屋上手摺:約25-3 合成樹脂製 107型 (補強ラッチ付、縦桟、溶融亜鉛メッキ部分:ステンレス製 アクセサリー) ポーチ:踏面土ノ目モミ(105角) 避雷針用ベース:(100*100*3鋼製 台座鋳鉄 UHI-8型相当 37.5*4付) アンカー:ステンレス製

内部仕上

	室名	下地	床 仕上	床 幅木	巾木 仕上	巾木 幅木	壁 仕上	壁 幅木	一般部天井 仕上	一般部天井 幅木	最上階天井 仕上	最上階天井 幅木	その他造作 木部	その他造作 鉄部	備考
共通	階段室	R・C造	既成石材調塗床仕上げ(@20) :コンクリート直均し(@80)		既成石材調塗仕上げ(@20)		既成石材調塗仕上げ(@20) :コンクリート直均し(@80)		合成樹脂エマルションペイント(2回塗り) :コンクリート直均し(@80)		下地調整(1.5厚@1回塗り)	EP-I		SOP	集合郵便受箱(ダイヤル2箱)、掲示板(木製、室名札、立札設置)、手摺設置(φ50 STK400) 溝蓋:(ステンレス製 ベルマーク入り、T53-@10)
		木造													
	PS・MB	R・C造	合成樹脂塗床仕上				合 上		合 上		合 上	EP-I		SOP	
		木造													
1階	玄関	R・C造	100角磁器タイル貼		木製@15	3.0P	下地調整@20(ビニル壁紙貼)		合成樹脂エマルションペイント(2回塗り) :コンクリート直均し(@80)		下地調整:1.5厚@1回塗り	EP-I	3.0P		ドア:(ガラス入り木製片開き)(框:無垢材 鏡:5厚フロート板 ガラス入り) 下駄箱:(既製品)(框:無垢材 鏡:5厚フロート板 ガラス入り)
		木造					合板@5*ビニル下地								
	ホール	R・C造			木製@15 (巾木共)	3.0P	下地調整@20(ビニル壁紙貼)		合 上		合 上	EP-I	3.0P		
		木造	既成フェノール樹脂シート貼(@3) :コンクリート直均し(@80)		木製@15 (巾木共)	3.0P	合板@5*ビニル下地								
	脱衣室	R・C造			合 上	合 上	下地調整:1.5厚@1回塗り :既成ユニットバス(壁パネル共)		下地調整:1.5厚@1回塗り	EP-I	合 上	EP-I	3.0P		台付洗面化粧台(既製)、洗濯機用水栓
		木造	既成フェノール樹脂シート貼(@3) :コンクリート直均し(@80)		合 上	合 上	合板@5*ビニル下地*防水テープ貼								
	浴室	R・C造	(浴室ユニット)				(浴室ユニット)		(浴室ユニット)		(浴室ユニット)				浴室ユニット:1116型 ユニット仕上を参照(既製) (手摺付)
		木造													
	便所	R・C造			木製@15 (巾木共)	3.0P	下地調整@20(ビニル壁紙貼)		合成樹脂エマルションペイント(2回塗り)		下地調整:1.5厚@1回塗り	EP-I			手洗付カウンター:(既製品)(鏡:5厚フロート板 ガラス入り)、コンセント(電気) ﾌﾀﾛｰﾘﾝｸﾞ(ｽﾃﾝﾚｽ製 φ=300)
		木造			木製@15 (巾木共)	3.0P	合板@5*ビニル下地*防水紙@4								
	D・K	R・C造			合 上	合 上	下地調整@20(ビニル壁紙貼)		合 上		合 上	EP-I	3.0P		ユニットバス(既製品)、洗濯機用水栓(既製品)、ガス給湯器(既製)、換気扇(天井ダクト)(ダクト:既製品)、ﾌﾀﾛｰﾘﾝｸﾞ(ｽﾃﾝﾚｽ製 φ=300)、ガス栓(既製)
		木造			合 上	合 上	下地調整:1.5厚@1回塗り :既成ユニットバス(壁パネル共)								
	和室1	R・C造					下地調整@20(ビニル壁紙貼)		合成樹脂エマルションペイント(2回塗り)		下地調整:1.5厚@1回塗り		敷居:ﾏﾂ		ﾌﾀﾛｰﾘﾝｸﾞ(ｽﾃﾝﾚｽ製 φ=300)、ﾄｰﾃﾝ用ｺﾝｾﾝﾄ、ﾄｰﾃﾝ設置ﾚｰﾙ
		木造	フェノール樹脂@3) :コンクリート直均し(@80)		ﾎﾞｰﾄﾞ:1.5厚:1.5厚		合板@5*ビニル下地*防水紙@4								額縁:ﾏﾂ、ﾄｰﾃﾝ用ｺﾝｾﾝﾄ、ﾄｰﾃﾝ設置ﾚｰﾙ、ﾌﾀﾛｰﾘﾝｸﾞ(ｽﾃﾝﾚｽ製 φ=300)
	〃 2	R・C造					下地調整@20(ビニル壁紙貼)		合 上		合 上		竿縁:ﾏﾂ		
		木造	合 上		合 上		合板@5*ビニル下地*防水紙@4								
	押入	R・C造			木製@15 (巾木共)	3.0P	下地調整@20(ビニル壁紙貼)		合成樹脂エマルションペイント(2回塗り)		下地調整:1.5厚@1回塗り		3.0P		合 上
		木造	フェノール樹脂@3) :コンクリート直均し(@80)		木製@15 (巾木共)	3.0P	合板@5*ビニル下地*防水紙@4								棚板:ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、中段:ﾊﾝｶﾞｰﾊﾟｲﾌﾟ
	物入	R・C造					下地調整@20(ビニル壁紙貼)				合 上		敷居:ﾏﾂ		
		木造	下地調整:1.5厚@1回塗り		既成巾木:1.5厚@1回塗り		合板@5 下地調整:1.5厚@1回塗り		下地調整:1.5厚@1回塗り						
	押入	R・C造					合板@5				合 上		竿縁:ﾏﾂ		棚板:ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、中段:ﾊﾝｶﾞｰﾊﾟｲﾌﾟ
		木造	合 上		合 上		下地調整:1.5厚@1回塗り		下地調整:1.5厚@1回塗り						
							合板@5								

凡例
V.P：塩化ビニル樹脂系塗料(塩化ビニル樹脂ワニス)
S.O.P：合成樹脂調合ペイント
E.P-I：合成樹脂エマルションペイント
E.P-II：〃 〃
L.C：ラッカークリヤー

静岡県都市住宅部住宅課

昭和61年度 ○○北部門衛兵舎住宅建設 工事No.01

型 A-B 型	名 仕上表

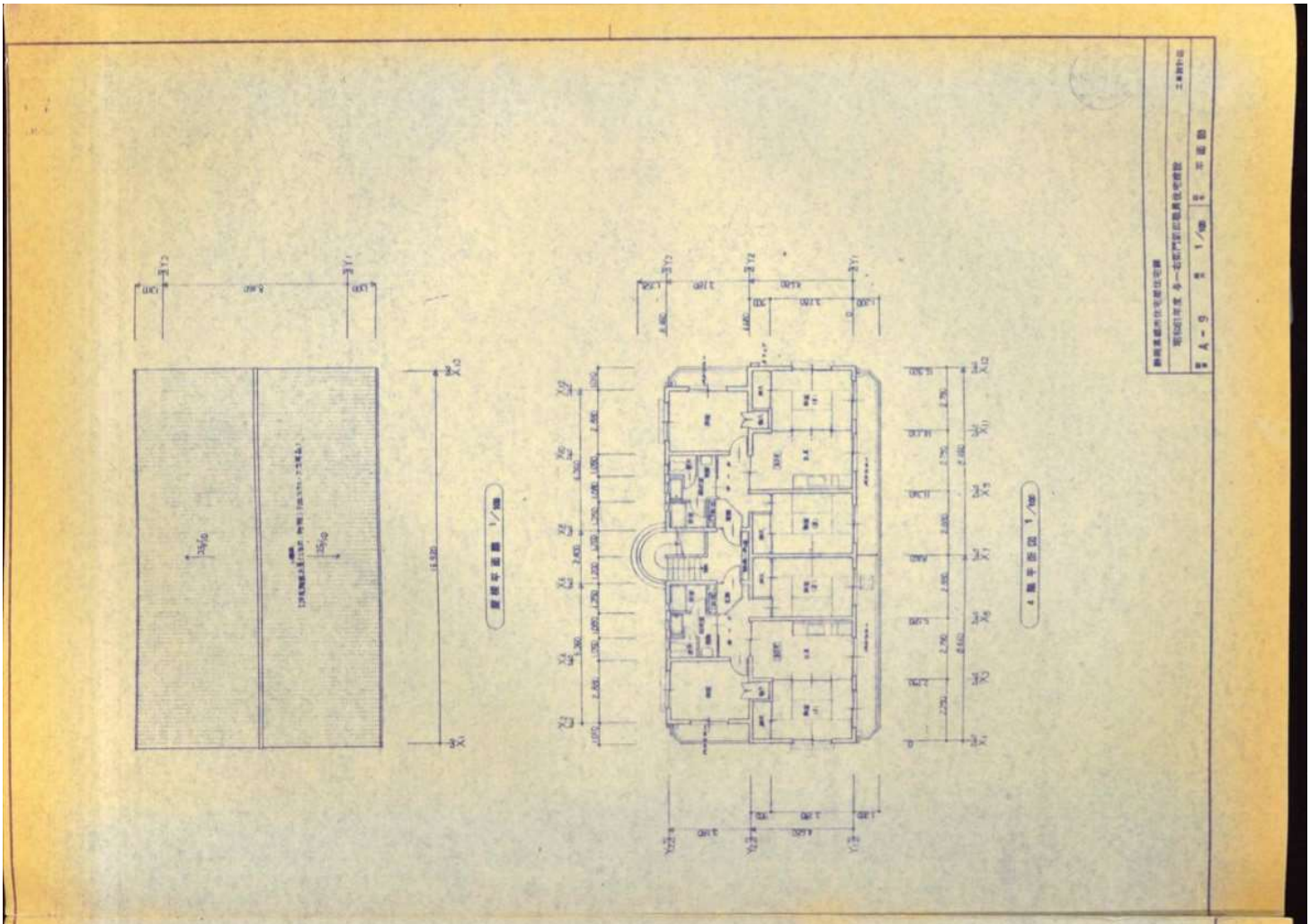

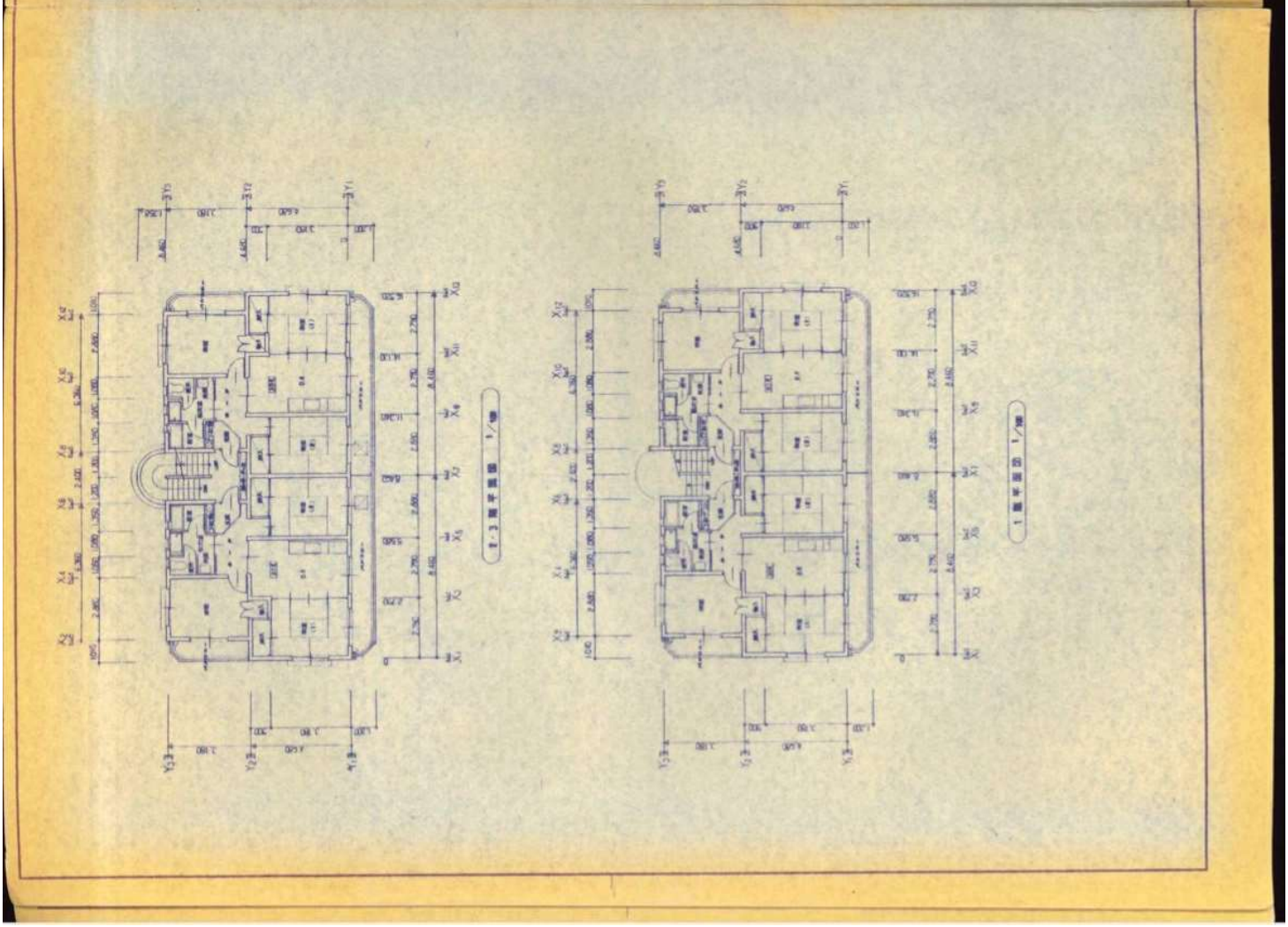

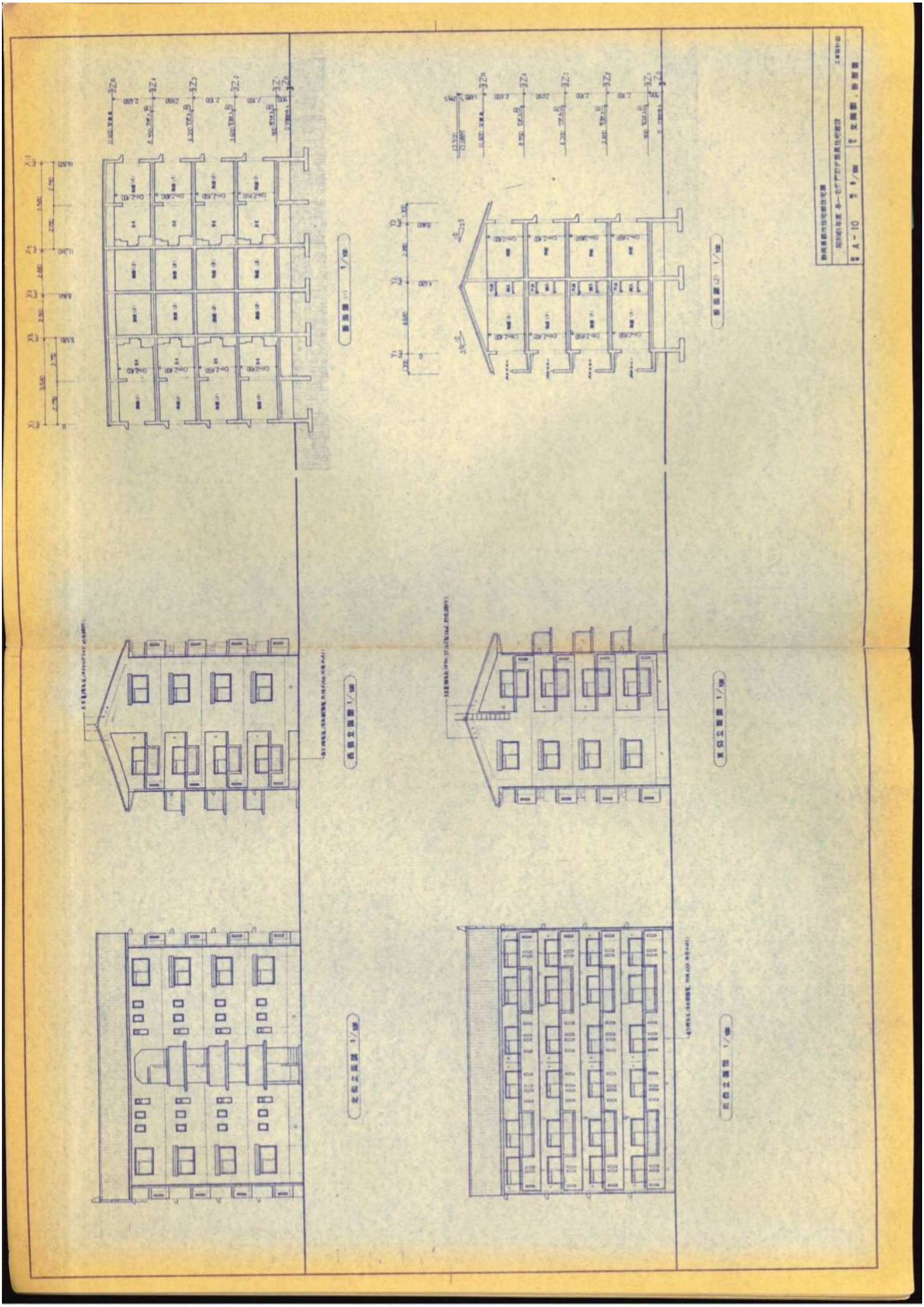

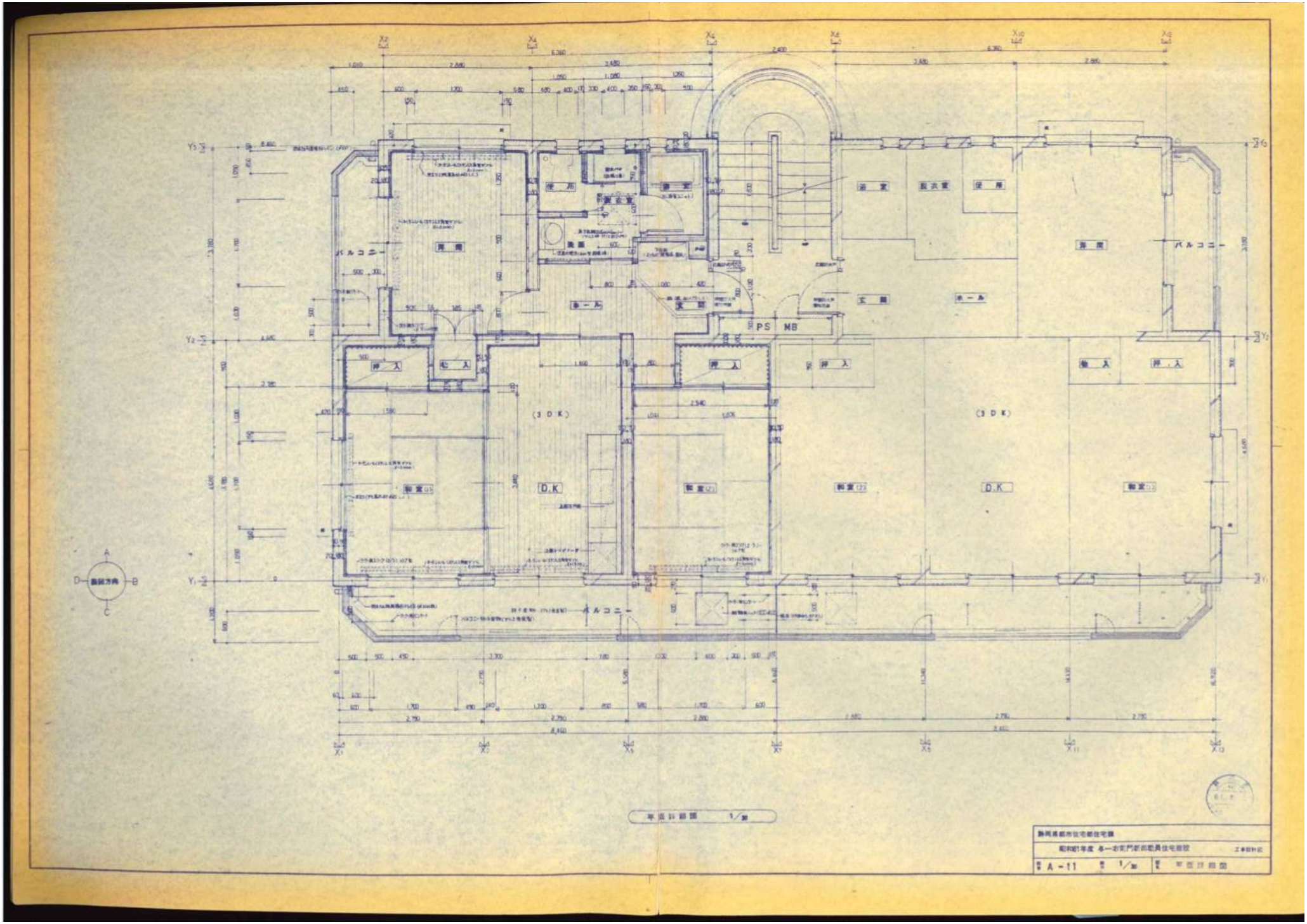
PS
MB
(3DK)
(3DK)
D.K
D.K
バルコニー
バルコニー
A
B
C
D

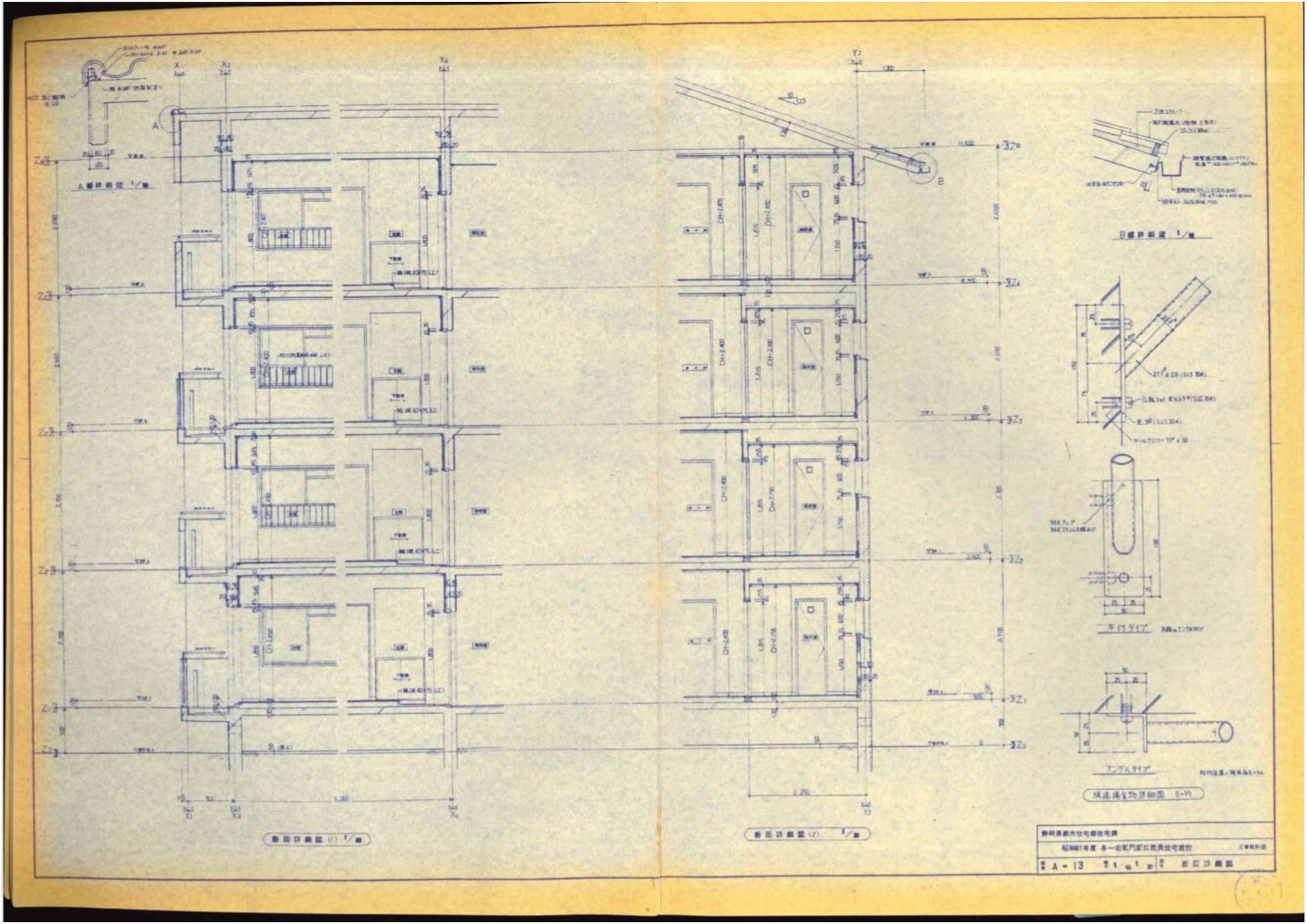

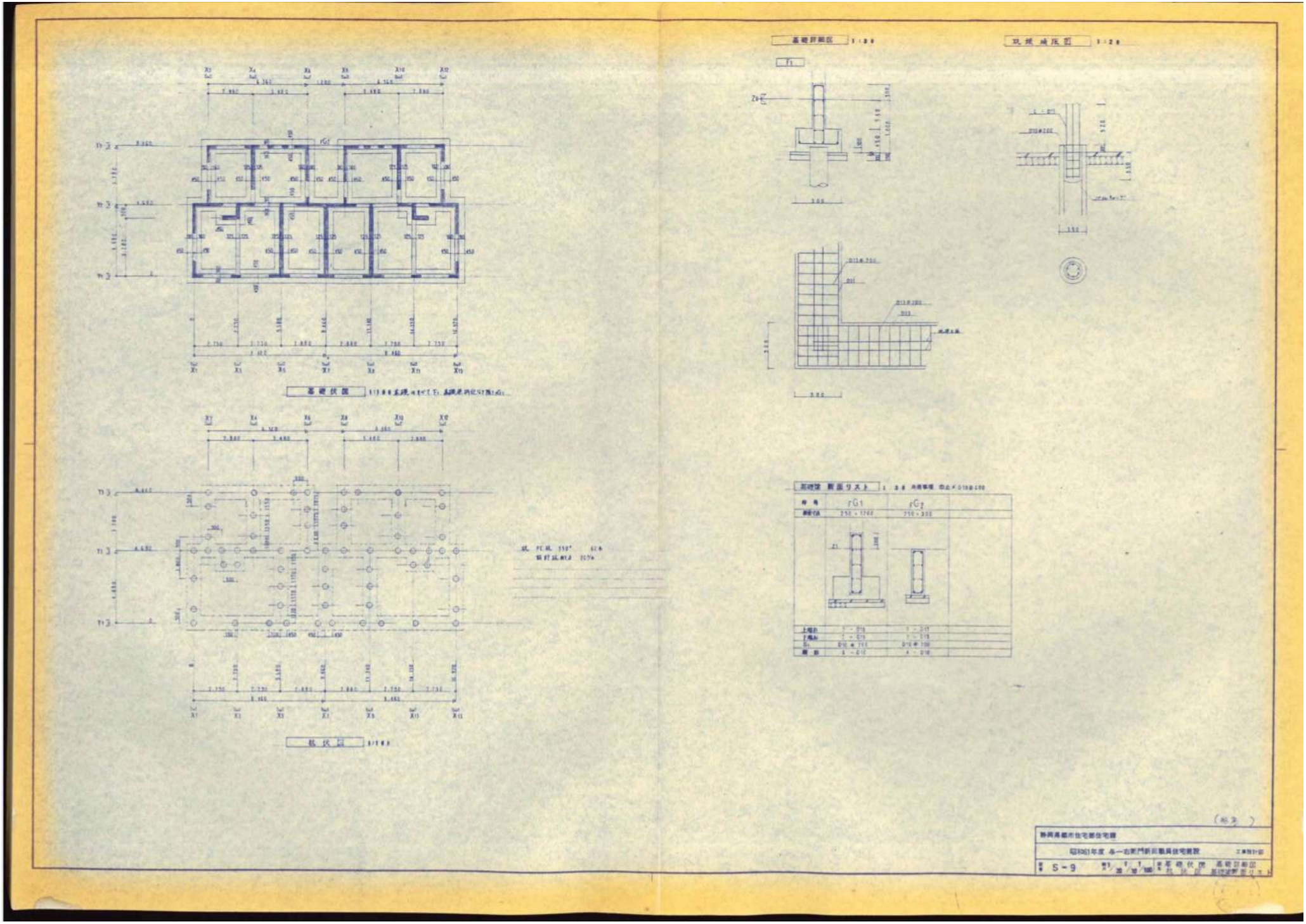
基礎伏図
基礎詳細図
現状域床図
基礎伏図 断面リスト
S-9